



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	一九一九年統治法改正期における「パンジャーブ国民連合党」：「パンジャーブ委員会報告」の検討を中心に
Author(s)	四宮, 宏貴
Citation	北海道大學文學部紀要, 36(1), 1-53
Issue Date	1988-01-16
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33519
Type	departmental bulletin paper
File Information	36(1)_PL1-53.pdf



1919年統治法改正期における 「パンジャブ国民連合党」

——「パンジャブ委員会報告」の検討を中心に——

四 宮 宏 貴

目 次

はじめに

I. 1919年統治法下のパンジャブ州立法参事会

II. パンジャブ委員会報告

1. 州自治

2. 州立法府

3. 選挙制度

4. 州政府

5. 中央政府

6. 中央立法府

7. 北西辺境州とパルチスターンの
法制上の改革とフィンドの分離に関する問題

むすびにかえて

はじめに

1919年インド統治法に基づくインド統治機構とその再編過程に焦点をあてることにより、ヒンドゥー、ムスリム間のコミューナルな対立が決定的となるこの時期のムスリム政治に鮮やかな構造的説明を与えてみせてくれたのは、近年のD・ページの研究である⁽¹⁾。インド・パーキスターン分離独立がもっている二つの歴史的 content、すなわち、インドの独立とその分割を一つの歴史的枠組のなかで体系的に理解しようとする時、この研究が明らかにしたことと提起した問題が いずれも我々に重要な指針を提供してくれることは疑いないが、なかでも注目されるのは、パーキスターンの建国を「ムスリム州権主義」(Muslim Provincialism)の発展の延長上にとらえたことにあるといつてよいであろう。

氏によれば、1919年統治法は、全インド政治に二つの大きな潮流、つまり、遠心的潮流（centrifugal trend）とコミユナルな潮流をつくり出したという⁽²⁾。前者は、中央における強固なイギリスの支配の継続と州における部分的責任統治制の導入により、政治家たちの主たる関心が全インド・レベルでのイギリスの支配との対決から州における実質的な権力の獲得競争に移っていったことを指し、後者は、それをめぐる政治家たちの争いが、分離選挙制を柱としてインド支配を守るために巧妙につくられた選挙制度をとおして、コミユナルな対立を激化させていったことを指している。「ムスリム州権主義」についての著者の定義はない。しかし、それはこれら二つの潮流のなかから生まれたものと考えられ、さしあたり、「責任統治制をとおして州政治の支配権の一端を掌握したムスリム政治勢力が、全インド政治において、州ごとに異なる政治的諸条件に従い、自らの既得権の確保ないしは拡大を目指して採用した様々な政治姿勢の基礎をなす、州政治優先の行動原理」と定義できるであろう。

氏は、1920年代の終りまでに全インド・ムスリム政治は、本質的に、こうした政治勢力が存在した諸州の「ムスリム州権主義」に立脚した政治の総和となっていた、としている⁽³⁾。そして、その中心にいたのはパンジャービー・ムスリムであり、その政治的立場を代表していたのは、ファズリ・フサイン（Khan Bahadur Mian Fazli Husain, 1877-1936）に率いられた「パンジャープ国民連合党」（Punjab National Unionist Party、以下、「連合党」）に外ならなかった⁽⁴⁾。

本稿は、以上の論点を踏まえ、「インド法定委員会」（Indian Statutory Commission、以下、委員長の名を取って「サイモン委員会」）に提出された、各州の立法参事会（Legislative Council）の議員からなる委員会の報告の一つである「パンジャープ委員会報告」（Report of the Punjab Committee）の内容を整理・検討することにより、1919年統治法の改正問題をめぐる連合党の政治的立場を、「ムスリム州権主義」の観点から考察しようとするものである⁽⁵⁾。

1919年統治法改正期における「パンジャープ国民連合党」

なお本稿では、この作業を進める上で、1919年統治法の下でのパンジャープ州立法参事会の在り方を理解することが不可欠であるという考えから、第1章でそれを概観した。また、1919年統治法の基本構造については、別稿を参照されたい⁽⁶⁾。

I. 1919年統治法下のパンジャープ州立法参事会

「パンジャープ選挙規則」(Punjab Electoral Rules)によれば、サイモン委員会のインド訪問時におけるパンジャープ州立法参事会の構成は、次のようであった⁽⁷⁾。

官選議席 (Nominated).....	23
(a) 知事行政参事会メンバー.....	2
(b) 次の代表を含む7名以上の非官吏議員.....	7
(i) ヨーロッパ人.....	2
(ii) アングロ・インディアン.....	2
(iii) インド人キリスト教徒.....	1
(iv) 英印軍のパンジャープ人将校・兵士.....	1
(v) 労働者階級.....	1
(c) 14名以下の官吏議員.....	14
民選議席 (Elected).....	71
一般議席 (General).....	64
(a) 非ムスリム・都市部 (Urban).....	7
(b) 非ムスリム・郡部 (Rural).....	13
(c) ムスリム・都市部.....	5
(d) ムスリム・郡部.....	27
(e) シーク・都市部.....	1
(f) シーク・郡部.....	11
特別議席 (Special).....	7
(g) 地主・非ムスリム.....	1
(h) 地主・ムスリム.....	1
(i) 地主・シーク.....	1
(ii) バルーチ・トゥマーンダール (Baloch Tumandar) ⁽⁸⁾	1
(k) 大学 (パンジャープ大学).....	1
(l) 商業 (パンジャープ商工会議所・貿易協会).....	1
(m) 工業 (パンジャープ工業経営者).....	1

合計 94

ただし、官選非官吏議員に労働者の代表が加えられたのは、1926年選挙後のいわゆる第3次州立法参事会においてであった。従って、1920、1923年選挙後の第1次、第2次州立法参事会における官選非官吏議員数は6名であったことになる。また、第3次州立法参事会では、実際の所、官吏議員が1名削減され、官選非官吏議員が7名から8名に増員されていた。選挙規則からこの詳細を知ることはできないが、宗派別にみるならば、第1次州立法参事会では、キリスト教徒3名、シク2名、ムスリム1名、第2次州立法参事会では、キリスト教徒3名、シク1名、ムスリム2名、そして、第3次州立法参事会では、キリスト教徒3名、シク2名、ムスリム2名、ヒンドゥー1名となっていたという⁽⁹⁾。

民選議員の占める71という議席数は、1919年統治法時代をとおして変わらなかった。そのうち64の一般議席を宗派別にみるならば、ムスリム議席32、実際にはヒンドゥーが占めた非ムスリム議席20、シク議席12というように配分されており、これは、ムスリムに民選インド人議席の50%が与えられるべきであるとしていたラクナウ協定に従った措置であった⁽¹⁰⁾。この議席配分をそれぞれの宗派の人口(比)、有権者数(比)と比較したのが次の表である⁽¹¹⁾。

宗 派	議席数(比・%)	人 口(比・%) 1921年国勢調査	有権者数(比・%) 1926年選挙時
非 ム ス リ ム	20 (31.3)	6,946,496(33.6)	223,977(32.1)
ム ス リ ム	32 (50.0)	11,444,321(55.3)	305,103(43.8)
ス イ ク	12 (18.8)	2,294,207(11.1)	167,899(24.1)
合 計	64 (100.1)	20,685,024(100.0)	696,979(100.0)

この表から次の点が明らかである。ムスリムは人口に比べて有権者数がかかなり少なく、その議席数は、人口からみれば少なく抑えられていたものの、有権者数からみるならばその割合を大幅に超えていた。これに対して、シクは、有権者数比が人口比の2倍以上にもなっており、その議席数は、人口からみればかなり多かったものの、有権者数からみれば

ば到底それに見合うものではなかった。非ムスリム議席は、人口比、有権者数比のいずれをもわずかに下まわっていたが、これをヒンドゥー議席とみるならば、その人口にも有権者数にも大体見合うものとなっていたはずである。

一方、特別議席では、ヒンドゥー、ムスリム、スィクの地主に、それぞれ1議席ずつ与えられていた。バルーチ・トゥマーンダールのための議席は、事実上、ムスリム議席であった。そして、(k) 大学、(l) 商業、(m) 工業、のための議席は、宗派別に固定されてはいなかったが、実際にはヒンドゥーとヨーロッパ人のためのものとなっていた。1920、1923、1926年選挙では、(k)、(m) でヒンドゥー、(l) でヨーロッパ人が、1930年選挙ではそのすべてでヒンドゥーが当選しており、ムスリムもスィクもこれらの選挙区から1人も当選していないからである⁽¹²⁾。この特別議席を含めるならば、第1次、第2次、第3次州立法参事会をとおして、1名のヨーロッパ人を除いた70名の民選議員の宗派別構成は、ムスリム34名、ヒンドゥー23名、スィク13名となり、ムスリム議員は過半数を割っていたことになる。

州立法参事会の構成に関連するもう一つの重要な問題に、都市と農村の間における議席配分がある。イギリスのインド支配にとって、この取り扱い、ある意味では宗派間のそれよりも重要であったかもしれない⁽¹³⁾。それは、イギリス側にとって、農村の伝統的支配勢力との結びつきが、都市を基盤とする新興の政治勢力と対決する上でも、また、パンジャブでは特に、兵士を獲得する上でも不可欠だったからである⁽¹⁴⁾。

パンジャブでは、都市選挙区と群部選挙区を分ける境界線は次の2点に従って引かれた⁽¹⁵⁾。

(1) 1911年の国勢調査による人口1万人以上の町と県庁(district headquarters)の所在する町、そして、軍の屯营地(cantonment)および文官居住区域(civil lines)は、都市選挙区に含める。

(2) ただし、スィクのための選挙区については、人口1万人未満の町はすべて郡部選挙区に含めることとする。

都市議席と郡部議席という観点からみるならば、民選議席のうちの64の一般議席は、13の都市議席と51の郡部議席から構成されていたことになる。これを、1921年の国勢調査時の人口ならびに1926年選挙時の有権者数と照らし合わすならば、次のようになる⁽¹⁶⁾。

選挙区	議席数 (比・%)	人口(比・%) 1921年国勢調査	1議席 あたりの 人口	有権者数(比・%) 1926年選挙時	1議席 あたりの 有権者数
都市部	13 (20.3)	1,672,400 (8.1)	128,646	125,576 (18.0)	9,660
郡部	51 (79.7)	19,012,624 (91.9)	372,797	571,403 (82.0)	11,204
合計	64(100.0)	20,685,024(100.0)	323,204	696,979(100.0)	10,890

この表にみる限り、都市議席比はその選挙区の人口比、有権者数比のいずれをも上まわっていることが分かる。従って、都市選挙区と郡部選挙区を分ける境界線やそれぞれの選挙区における有権者資格などを考慮する必要はあるものの、都市議席に対する郡部議席の圧倒的優勢の理由の一つは、それぞれの選挙区の人口と有権者数に求めてもよさそうである。しかし、理由はともあれ、このように都市と郡部の選挙区が明確に分けられたことにより、都市の政治家は郡部選挙区から完全に排除されることになった。そして、有権者が人口のわずか3.4%位にしかならない高い財産および納税基準を柱とする有権者資格から推定するならば、農村の伝統的支配勢力による議会支配が基本的に保証されたといつてよいであろう⁽¹⁷⁾。パンジャブでは、特別議席を含めるならば、71の民選議席のうちの実に55議席がこうした政治勢力に与えられたことになる。過半数に達しないムスリム議席と圧倒的多数の郡部議席、これらが、農村を支持基盤とし、ムスリムを中心としながらもインター・コミューナル (inter-communal) な政党を標榜した連合党結成の背景であった。

連合党の歴史は第1次州立法参事会にさかのぼる⁽¹⁸⁾。この参事会における77名の非官吏議員の宗派別構成は、ムスリム35名、ヒンドゥー23名、シーク15名、そして、ヨーロッパ人を含めたキリスト教徒4名というものであった。州大臣には、地主・ムスリム選挙区選出のファズリ・フサ

インと工業経営者選挙区選出のラーラー・ハルキジャン・ラール (Lala Harkishan Lal, 1864-1937) が任命された。第1次州立法参事会においては、政党あるいは政治グループがまったく存在していなかったため、この州大臣の任命は、完全に州知事の自由裁量によるものであった。しかし、ハルキジャン・ラールの任命は、ヒンドゥー議員の協力を得るために政治的立場を同じくするヒンドゥーの州大臣の任命を強く求めた、ファズリ・フサインの推薦によるものであったという⁽¹⁹⁾。

かねてより政党政治の実現を目指していたというファズリ・フサインは、まず、ムスリム議員の組織化に着手した。こうして生まれたのが「農民ブロック」(Rural Bloc) と呼ばれた議員グループであり、これは間もなく「農民党」(Rural Party) として知られるようになる。この議会内政党は、ムスリム議員あるいは郡部選出議員だけで構成されていたわけではなかったが、その政治目標は、後進地域、後進階級、および、後進コミュニティーの開発と地位改善、特に、ヒンドゥーを中心とした金融業者からの農民保護におかれていた。連合党は、1923年の州立法参事会選挙に向けて、ファズリ・フサインがこの「農民党」を基礎にして結成したものである。1922年12月には、会議派のガヤ大会において、従来どおり非協力運動を継続しようとするいわゆる「固守派」(no-change party) と、議会内闘争をととして「スワラージ」(自治領の地位)を達成しようといういわゆる「変革派」(pro-change party) との間で、闘争方針をめぐる激しい対立があった。結局、採決で負けた「変革派」は、1922年12月31日、チッタランジャン・ダース (Chitta Ranjan Das, 1870-1925) を議長、モータール・ネルー (Motilal Nehru, 1861-1931) を書記長とする「スワラージ党」(Swaraj Party) を結成し、「固守派」も、1923年9月のデリーでの特別大会で、彼ら「スワラジスト」(Swarajists) が会議派メンバーとしての資格を保持しながら議会に参加することを、公式に認めた⁽²⁰⁾。連合党の結成は、こうした会議派の動きに対処するためだったようである。3名の「キラーファティスト」(Khilafatists) を除いた32名のムスリム議員すべての外に、あわせ

て7名の郡部選出のヒンドゥーとスィク議員がこれに加わった⁽²¹⁾。パンジャープ史上初めて選挙公約が発表され、彼らは個人としてではなく、連合党の候補者として選挙戦に臨んだという。

第2次州立法参事会は、この連合党とスワラージ党の対決に特徴づけられるといてよい。州大臣には、ファズリ・フサインと、彼の推薦する郡部選出の連合党議員ラール・チャンド (Rao Bahadur Chaudhury Lal Chand, ? - ?) が任命された。しかし、ラール・チャンドは、都市選出のヒンドゥー議員グループの策謀により選挙違反の罪に問われ、議席を剝奪されるとともに、州大臣からの辞職を余儀なくされてしまった。だが、この空席を埋めるにあたっても、パンジャープ州知事ヘイリー (Sir Malcolm Hailey, 1st Baron Hailey, 在任1924-1928) は、彼らが推薦したヒンドゥー・マハーサバーの活動家で地主・非ムスリム選挙区選出のナレンドラ・ナート (Diwan Bahadur Raja Narendra Nath, 1864-1945) を拒否し、ファズリ・フサインが推薦する郡部選出の連合党議員チョットラー・ラーム (Rai Sahib Chaudhri Chhotu Ram, 1881? - 1945) を任命した⁽²²⁾。こうした州知事の一連の措置は、州立法参事会において多数の支持を獲得することのできる民選議員を州大臣に任命するという統治法の主旨に沿ったものであり、この意味において、政党政治の実現を目指すというファズリ・フサインの意図は、比較的順調な第一歩を踏み出したといてよいであろう。

連合党に対する勢力は、12名のスワラージ党議員、3名の「キラーファティスト」、そして、「スィク寺院中央管理委員会」 (Shiromani Gurdwara Prabandhak Committee)⁽²³⁾ の厳しい統制下におかれていた9名のスィク議員とその他の無党派議員 (Independents) とからなっていた⁽²⁴⁾。宗教に関する問題をめぐってスィク議員がムスリム議員との対決姿勢を崩さなかったことを除けば、連合党と他の政治勢力との間の対立は、その多くが、基本的には都市と農村の間の利害対立を反映したものと見える。しかし、ムスリム農民対ヒンドゥー金融業者という社会構図が描けたパンジャープにおいては、それは容易にコミュニアル対立に発展

する危険性をはらんでいた⁽²⁵⁾。だが、すぐにそうはならなかった。その大きな理由は、スワラージ党の当初の目的が参事会の内部からの非協力、つまり、議事妨害におかれていたからである。しかしながら、パンジャブのスワラージ党議員はすべて都市選挙区選出のヒンドゥーであり、1924年1月8日付のトリビューン紙が、「彼らは、スワラジストとして党の指示に従わなければならないのと同様に、ヒンドゥーの利益を擁護してくれるであろうという期待の下に当選させてくれた非ムスリム選挙区の代表として、非ムスリムの利益を守れなくなるような指示には従えないのである」と書いているように⁽²⁶⁾、彼らには、ヒンドゥーの代表としてのもう一つの顔があった。そして、第2次州立法参事会の終りにかけて、こうしたスワラージ党に身を寄せていたヒンドゥー議員の多くが議会活動のなかに現実的な利益を積極的に求め始めた時、先に述べたような経済的な対立は、コミュナル対立としての性格を強くもつようになっていった。

このように、非協力運動の衰退にともない、州政治が統治法の定める制度的枠組、すなわち、統治法体制に引き入れられていくにつれ、連合党に対するイギリス側の姿勢も変わっていった。第2次州立法参事会の当初、イギリス側は、連合党による州の責任統治をほぼ全面的に支持した。その上で重要な役割を演じたのは、14名からなる官吏議員団であったといってよい。彼らの支持がなければ、連合党による責任統治制の運営は、事実上、不可能に近かったからである。同じことは、州大臣の任命についてもいえた。つまり、州立法参事会においてどの勢力が多数の支持を獲得できるかということも、官吏議員団がどの勢力を支持するかということに、ある程度はかかっていたからである。従って、この点から考えるならば、ヘイリーが大臣職を2つとも連合党に与えたということは、責任統治制の原則の順守ということだけで単純に片付けることはできない。イギリス側にとって、統治法体制の維持はインド支配そのものを意味した。連合党への支持は、その勢力の大きさもさることながら、非協力運動の一翼を担っていたスワラージ党と対決し、統治法を円

滑に運営する上でも、重要な意味をもっていたのである。

しかし、当然のことではあるが、連合党はイギリスのインド支配への無条件の協力者ではなかった。それは、連合党がイギリスのインド支配に対する基本的立場として、次のような目標を掲げていたことから明らかである⁽²⁷⁾。

(1) 法制上の改革をととして、できるだけ早い時期に、イギリス連邦内における自治領の地位を獲得する。

(2) 1919年統治法による改革を政治家にふさわしい態度で運営することにより、インド人に自治を担う能力があることを証明する。

(3) 善意と熱意をもって1919年統治法による改革を運営するならば、それを無視したり、無差別に批判・妨害したりするよりも、より大きな利益が得られるということを実証する。

すなわち、それは、1919年統治法の運営に積極的に参加することにより、短期的には現実的な利益を、そして、長期的には自治領の地位の獲得を目指すというものであった。1919年統治法体制を維持する上で、連合党の協力は本質的に欠かせないものであった。しかし、イギリス側にとって、こうした目標をすんなりと受け入れる訳にはいかなかった。このことは、まさに、1919年統治法体制、ひいては、インド支配そのものの内包する矛盾であったといつてよいであろう。

従つて、連合党の躍進は、イギリス側にとって決して好ましいことではなかった。また、イギリスの支配に歩み寄り始めたヒンドゥー議員を再び非協力運動に向わせないためにも、イギリス側には、彼らに何かを与える必要があった。1925年8月にファズリ・フサインは副王行政参事会の臨時メンバーに任命され、同年11月に任務を終えパンジャブに帰るが、この時ヘイリーは、彼を自らの行政参事会のメンバーに昇格させることにより、元の大臣職に戻さなかった⁽²⁸⁾。彼の後任にはチャットゥー・ラームが就けられ、そして、チャットゥー・ラームの後任には、1926年2月18日の補欠選挙で地主・スィク選挙区から当選したばかりのジョゲンドラ・シング (Sardar Sir Jogendra Singh, 1877-1946) が新

たに任命された⁽²⁹⁾。彼は、スィク議員の支持が得られなかったため連合党に同調はしたが、本来無党派議員で、連合党議員ではなかった。従って、ヘイリーのこの措置は、責任統治制の原則を無視したものと見てよいであろう。ちなみに、ファズリ・フサインは、この後、1929年に再び副王行政参事会の臨時メンバーに任命されたのに続いて、1930年にはその正式メンバーに任命された。彼が任期を終えてパンジャブに戻るのは1935年4月、つまり、死を間近に控えてのことであった。

非協力運動の衰退にともない、1926年選挙でスワラージ党は、パンジャブ州立法参事会からほとんど姿を消した。25名の候補者を立てながら、当選できたのは2名だけであった⁽³⁰⁾。これを第3次州立法参事会の特徴としてよい。パンジャブ政府の報告書によれば、スワラージ党議員は、一般には都市のヒンドゥーの利益を、そして、コミューナルな問題については、ヒンドゥーの利益全般を代表する立場に戻ったという⁽³¹⁾。このことを、1923年と1926年の選挙結果を比較することにより検証してみると、非ムスリム・都市選挙区では、1923年、1926年と連続当選した議員3名のうち2名、1926年に新たに当選した議員4名のうち2名、非ムスリム・郡部選挙区では、1923年、1926年と連続当選した議員7名のうち3名、1926年に新たに当選した議員6名のうち4名が、ヒンドゥー・マハーサバーの候補者として当選を果たしていることがわかる⁽³²⁾。ヤーダウ氏の研究からは1923年選挙の当選者の党籍がわからないため、この間における彼らの政治的立場の変化を追跡することはできないが、上記の選挙結果から、当然のこととはいえ、議会内のみならず議会の外においても、コミューナリズムが着実に成長していたことが容易に想像できるであろう。

この選挙で連合党は、ヒンドゥー議席を少し減らしたものの、改選前とほぼ同じ勢力を維持したという⁽³³⁾。しかし、ヘイリーが州大臣に任命したのは、ムスリム・郡部選挙区選出のフィローズ・カーン・ヌーン (Malik Sir Firoz Khan Noon, 1893-1970) とパンジャブ大学選挙区選出のマノハル・ラール (Dr. Manohar Lal, 1879- ?), ジョゲンド

ラ・シングの3名で、連合党議員はフィローズ・カーン・ヌーンただ一人であった⁽³⁴⁾。チョットゥー・ラームは外された。コミュニカルな線に沿って動き始めたヒンドゥー議員の支持が得られそうになかったからである⁽³⁵⁾。代わりに任命されたマノハル・ラールを支持していたのは、9名のヒンドゥー議員で結成されたばかりの「国民改革党」(National Reform Party) だけであったという⁽³⁶⁾。このように、第3次州立法参事会では大臣職が3つに増やされ、それらはムスリム、ヒンドゥー、シークの各宗派に1つずつ分配されることになった。大臣間の対立が避けられなかったことはいうまでもない。そして、このことは、必然的に知事の立場を強化することになったのである⁽³⁷⁾。

こうしたヘイリーのやり方は、州立法参事会がコミュニカルな線に沿って分かれて行く傾向を助長した。そして、それにともない、連合党もそのインター・コミュニカルな性格を少しずつ失って行くことになる。1926年選挙では、少なくとも5名のヒンドゥーが連合党議員として当選していた⁽³⁸⁾。しかし、1930年選挙では、当選した36名の連合党議員のなかに、非ムスリム議員は3名しか含まれていなかったという⁽³⁹⁾。ちなみに、この第4次州立法参事会で、新パンジャブ州知事ドゥ・モントマレンシー(Sir Geoffrey de Montmorency, 在任1928-1933) が州大臣に任命したのは、フィローズ・カーン・ヌーン、ジョゲンドラ・シング、そして、かつてはパンジャブ・スワラーヂ党の指導者であった非ムスリム・都市選挙区選出の「国民改革党」議員ゴーカル・チャンド・ナラング(Dr. Gokal Chand Narang, 1878-1969) の3名で、ここでも大臣職は各宗派に1つずつ分配されたのである⁽⁴⁰⁾。

連合党を中心とした各党・各派の具体的な議会活動の検討をとおして今後明らかにしなければならない点は多い。しかし、さしあたり、現実的な行政上の利益獲得に向けて責任統治制を最大限に活用しようとしたファズリ・フサインのもくろみは、イギリスの支配の前に一定度の後退を余儀なくされたといつてよいであろう。そして、その壁を突き破る力は、統治法体制内にあってイギリス側が分け与えてくれる利益を享受し

ようとしていた連合党からは、基本的に出てくるはずがなかった。連合党がイギリス側からより大きな利益を引き出すためには、イギリスのインド支配を統治法体制の外から揺さぶる大きな力、すなわち、インド民族運動が必要であった。まさに、それこそが、イギリスのインド支配にとっての「協力者」(collaborators)としての彼らの政治的価値を最も高めるものであったと考えられるからである⁽⁴¹⁾。

Ⅱ. パンジャブ委員会報告

サイモン委員会が任命されたのは、1927年11月のことである。一行は翌1928年2月3日にボンベイに上陸し、3月31日までの約2ヶ月間、ボイコット運動の出迎えを受けながらインド各地で予備調査を行なうが、その最初の仕事は、調査手続を明確にすることにあった。このためサイモン(Sir John Allsebrook Simon, 1873-1954)は、イギリス政府の提案に従って、1928年2月6日付の書簡で、インド総督アーウィンにインド側代表との「合同自由協議会」(Joint Free Conference)の構想を示し、中央および州ごとに、立法府の議員からなる委員会を設置するように求めた⁽⁴²⁾。

しかし、この作業は簡単には進まなかった。まず、中央立法府では、参事院(Council of State)が3名の委員を選出したものの、立法会議(Legislative Assembly)は少差でサイモン委員会への非協力を可決してしまった。このためアーウィンが、先の3名に別の1名を加えた4名の参事院議員と新たに選んだ5名の立法会議議員からなる「インド中央委員会」(Indian Central Committee)を設置したのは、サイモン委員会の2度目のインド訪問(1928年10月11日から1929年4月13日まで)の直前のことであった⁽⁴³⁾。州立法参事会でも事情は同じであった。パンジャブ、アッサム、ベンガルといったムスリム議員の多い州では比較的早い時期にサイモン委員会への協力が決められたが、他州ではかなり遅れた⁽⁴⁴⁾。しかし、ともかく、最終的には、中央州を除くすべての知事

州において州委員会が設置された⁽⁴⁵⁾。そして、これらの委員会は、いずれもそれぞれの州の立場から統治法改正に関する諸問題を協議し、サイモン委員会にその報告書を提出したのである⁽⁴⁶⁾。

パンジャブ州立法参事会が「パンジャブ統治法改正委員会」(Punjab Reforms Committee)、つまり、「パンジャブ委員会」を設置したのは、1928年5月のことであった⁽⁴⁷⁾。委員会は7名の州立法参事会議員からなっており、その構成と略歴は以下のとおりである。

(1) オーエン・ロバーツ (Owen Roberts, ? - ?) : ヨーロッパ人を代表する官選非官吏議員。

(2) ウッジャール・シング (Sardar Ujjal Singh, 1895-1983) : 現パーキスターンのシャープル (Shahpur) 県出身。敬虔なスィク教徒で、「チーフ・カールサー・ディーワーン」(Chief Khalsa Diwan)⁽⁴⁸⁾や「スィク寺院中央管理委員会」のメンバーとして活躍。1926年にスィク・都市選挙区から初当選。独立後は、パンジャブ州知事、マドラス州知事などを歴任した⁽⁴⁹⁾。

(3) ラージャー・ナレンドラ・ナート (Diwan Bahadur Raja Narendra Nath, 1864-1945) : ラホール市出身。県裁判所判事、政務官代などを務めた後、1911年にラホール区 (division) の政務官に任命されるが、1916年、インド人であったがためにある事件を契機として辞職を余儀なくされる。その後政治活動に入り、1920年に地主・非ムスリム選挙区から初当選、1926年には、同じ選挙区からヒンドゥー・マハーサバーの候補者として当選している⁽⁵⁰⁾。

(4) ゴーカル・チャンド・ナラング : 現パーキスターンのグジュランワラー (Gujranwala) 県に村の金融業者の子として生まれた。パンジャブ大学などで学んだ後、イギリス、スイスに留学。帰国後、法律家や実業家として活躍。スワラージ党の指導者であるとともにヒンドゥー・マハーサバーの指導者でもあり、全インド・ヒンドゥー・マハーサバーの副議長も務めた。1923年に非ムスリム・都市選挙区から初当選、1926年には、同じ選挙区からヒンドゥー・マハーサバーの候補者として当

選している⁽⁵¹⁾。

(5) チョットゥー・ラーム：現ハリヤーナー州ロータク (Rohtak) 県にジャート農民の子として生まれる。パンジャブ州を代表する政治家の一人で、特にジャート農民の経済的地位の改善につくした。最初会議派に加わり、1917～1920年にはロータク県会議派議長も務めたが、非協力運動を契機に会議派を離れた。1923年に非ムスリム・郡部選挙区から初当選、1926年にも同じ選挙区から当選している。連合党の代表的指導者の一人である⁽⁵²⁾。

(6) チョウドリー・ザフルッラー・カーン (Chaudhri Zafrullah Khan, 1893- ?)：現パーキスターンのシアルコート (Sialkot) に生まれる。父親はこの地の指導的法律家だった。ロンドンで弁護士資格を取得後、シアルコート、続いて、ラホールで開業。1926年にムスリム・郡部選挙区から初当選。その後、総督行政参事会メンバー (1932-1939)、インド連邦裁判所判事 (1941-1947) などを務め、独立後は、パーキスターン国外務大臣、国際司法裁判所判事などを歴任した⁽⁵³⁾。

(7) スィカンダール・ハヤート・カーン (Captain Sardar Sikander Hayat Khan, 1892-1942)：現パーキスターンのムルタン (Multan) に名門一族の子として生まれる。アリーガルとロンドンで学んだ後、1920年にムスリム・郡部選挙区から初当選、1923年にも同じ選挙区から再選され、1926年には地主・ムスリム選挙区から当選している。1937年には1935年統治法の下で連合党連立政権を樹立、1942年の最期まで州首相の地位を保持し、この間、パーキスターン要求をめぐる連盟と激しく対立した⁽⁵⁴⁾。

これら7名の委員はいずれも単記移譲式比例代表制で選出され、「パンジャブ委員会報告」によれば、オーエン・ロバーツはヨーロッパ人の利益、ウッジャール・シングはスィク、ラージャー・ナレンドラ・ナートとゴーカル・チャンド・ナラングは「国民改革党」、そして、チョットゥー・ラーム、チョウドリー・ザフルッラー・カーン、スィカンダール・ハヤート・カーンは連合党を代表したという⁽⁵⁵⁾。

パンジャブ委員会の第1回目の会議は1928年6月2日に開かれ、スィカンダール・ハヤート・カーンを議長、ウッジャール・シングを名誉書記に選出した。委員会は全部で21回の会議を重ねたが、いくつかの重要な問題について合意が得られず、結局、スィカンダール・ハヤート・カーン、チャットゥー・ラーム、オーエン・ロバーツ、ザフルッラー・カーンによる多数派報告に対して、一つはラージャー・ナレンドラ・ナートとゴール・チャンド・ナラング、そしてもう一つはウッジャール・シングによる、二つの少数派異見書が提出されることになった。以下、多数派報告を中心に、これらの見解を重要と思われるいくつかの項目に沿って整理し、それぞれについて比較、検討してみたい⁽⁵⁶⁾。ただし、この際、多数派報告に合意した4名の委員については連合党、2名のヒンドゥー委員については国民改革党として、一括して扱うことにする。

1. 州自治

この問題について連合党は、「この国全体の安全および安定と矛盾しない範囲内のできるだけ完全な自治 (the fullest possible autonomy) が諸州に与えられるべきである」⁽⁵⁷⁾ としているが、この州自治に関する議論を検討しようとする場合、次の2点に注目する必要があるであろう。一つは、州における「両頭政治」の問題がどのように取り扱われたのかということであり、もう一つは、新統治法もしくは新憲法の骨格に関する問題であるが、中央政府と州政府の間の関係についてどのような議論がなされたのかということである。

最初の問題に対する連合党の立場は、「両頭政治」をただちに廃止し、州行政に関するすべての事項を立法府に責任を負う州大臣 (popular ministers) に移譲することにより、一元的な州政府 (a unitary form of Government) を樹立すべきである、というものであった⁽⁵⁸⁾。直接の言及はないが、この点については、国民改革党にもウッジャール・シングにもまったく異論がなかったといつて間違いない。しかし、2番目の問題については、意見は大きく分かれた。それは、将来のインドの政体を

めぐる基本的な対立であったといつてよい。この問題について、まず連合党は、インドの地理的規模とその社会のおよび文化的多様性を考慮した場合、中央集権制の民主的な存立と運営は困難であるとして、連邦制の採用を求めた。そして、中央事項として中央政府に保留される軍事、外交、鉄道、郵便、電信といった全インド的性格をもつものを除くすべての行政事項に対する完全な管轄権 (full and complete control) が州に与えられるべきであると勧告している⁽⁵⁹⁾。だが、何よりも重要な点は、この問題に関連して連合党が、「立法府に対して行政府が責任を負うという方向に中央政府を前進させるのは、諸州において自治が確立してからなされるべきで、それより先になされても、また、それと同時になされてもならない」⁽⁶⁰⁾と、つまり、中央における責任統治制に向けた改革は州自治が確立する前になされるべきではない、としていることにあるといつてよいであろう。なぜならば、このことは次のことを示しているからである。それは、連合党がヒンドゥーに支配された中央政府による州自治の侵害をきわめて警戒していたということだけでなく、彼らには州自治のためにインドの独立さえ犠牲にする用意があったということである。

こうした連合党の主張に対して、国民改革党は、連邦制に基づく弱い中央政府は諸州の遠心的傾向を助長することになるためインドの安全にとって危険であるとして、中央集権的な政体を求め、そして、州は「行政の便宜のために創られたもの」(creatures of administrative convenience) にすぎないという立場から、「明確に割り当てられる範囲内での十分な責任自治」(full measure of responsible self-government within the sphere specifically allotted to them) を享受すべきである、としている⁽⁶¹⁾。また、連合党が州自治を中央における改革よりも優先させたことに対しては、「インド民族主義」の立場から、まず第1に中央において責任統治が樹立されるべきであり、州自治の確立がそれに優先されてはならないとして、真っ向から反対している⁽⁶²⁾。ウッジャール・シングの立場も、基本的には、これと大差ないとみてよい。

すべての州事項に関する完全な自治権 (full autonomy) が州に与えられるべきであるという考えには同意する、としながらも、それは「行政の便宜のためにつくられた単位にすぎない」 (mere units brought into existence for administrative convenience) という立場から、中央政府の州政府に対する監督、指導、統制権は保持されるべきであり、州自治は現在「移管事項」において行使されているような中央の統制の下に置かれるべきである、としているからである⁽⁶³⁾。

州自治について述べなければならないことは多くあるが、この問題は中央政府の在り方とも密接に関係しているので、そこで再び取り上げることにした。

2. 州立法府

州議会の構成およびその議席配分に関する連合党の主張は、次のようにまとめられる。

(1) パンジャープには一院制の議会が適しており、第2立法府は設置する必要がない⁽⁶⁴⁾。

(2) 大きすぎる選挙区を縮少するためにも、また、立法府をとおして民意が行政府を十分に統制できるようにするためにも、議会の規模は大幅に拡大されなければならず、パンジャープの場合、165議席から200議席位が適切であろう⁽⁶⁵⁾。

(3) 中央、州を問わず、官吏議員と非官吏議員のいずれについても、官選制度は廃止されるべきである⁽⁶⁶⁾。

(4) 地主、大学、商業界、工業界のための特別議席は廃止されるべきである。ただし、もしこの制度が継続されたり拡大されたりする場合に、労働者階級のための議席がこれに加えられるべきである⁽⁶⁷⁾。

(5) 分離選挙制度はムスリムのために、そして、もし望むならばシークのためにも、当面は継続されなければならない。さらに、それは、ヨーロッパ人、アングロ・インディアン、インド人キリスト教徒にまで拡大されてよい⁽⁶⁸⁾。

(6) 議会での多数派としてのムスリムの地位を少数派に転落させないという条件で、少数派コミュニティには快く「調整比重」(weightage)を与えるべきである。パンジャブのムスリムの間には議席配分は人口比に基づいてなされるべきであるという強い要求もあるが、連合党は、少数派コミュニティの立場とパンジャブやベンガル以外の州においてムスリムが置かれている状況を考慮して、ムスリム議席は全議席の半分以上よりも1議席だけ多ければよいということで合意している⁽⁶⁹⁾。

以上の立場から、連合党は次のような議席配分を提案している⁽⁷⁰⁾。

(1) 特別議席が廃止された場合

コミュニティ	議席数
ヨーロッパ人とアングロ・インディアン	1
インド人キリスト教徒	2
シク	28
ヒンドゥー	51
ムスリム	83
合計	165

(2) 特別議席が保持された場合

(a) 特別議席

	議席数
(1) シク地主	1
(2) ヒンドゥー地主	1
(3) ムスリム地主	2
(4) バルーチ・トゥマーンダール	1
(5) パンジャブ大学	1
(6) 商業	1
(7) 工業	1
(8) 労働者	1

(b) 一般議席

ヨーロッパ人とアングロ・インディアン	1
インド人キリスト教徒	2
シク	27
ヒンドゥー	47
ムスリム	79
合計	165

特別議席が廃止される場合はもとより、それが保持される場合でも、

労働者階級のための特別議席が事実上ムスリム議席となることが計算されていたので、いずれの場合でもムスリムが過半数の83議席を占めることになるのは明らかである⁽⁷¹⁾。この点について連合党は、これらの提案はいずれもラクナウ協定に従ったもので、しかもムスリム議席は人口比よりも6%少ないものであると主張している⁽⁷²⁾。しかし、ラクナウ協定は確かにパンジャブ州立法参事会については50%の議席をムスリムに与えるべきであるとしていたが、先に述べたように、それは民選インド人議員の50%ということであり、全体の50%ということではなかった。ちなみに、ラクナウ協定は、州立法参事会は80%の民選議員と20%の官選議員で構成されるべきである、としているので、パンジャブ州立法参事会についていえば、ムスリム民選議員のための議席として考えられていたのは全体の40%位ということになる⁽⁷³⁾。実際、パンジャブ委員会時のパンジャブ州立法参事会の構成をみても、ムスリム議員は70名の民選インド人議員のうちの34名(48.6%)、全体では94名のうちの36名(38.3%)を占めていたにすぎなかった。これらの点を考えるならば、連合党の主張には正当性があるとはいえない。だが、このことは別にしても、ムスリムが全体の過半数の議席をコミューナル分離議席として獲得するということはヒンドゥーやシークにとって重大な意味をもっており、国民改革党とウジャール・シングがこれらの提案に対して強く反対したのはもちろんである。特に、ウジャール・シングは、ムスリムがどれか一つのコミュニティよりも多い議席を要求することは許されてもよいが、それが単独で全体の過半数の議席を獲得することは政治的に危険であると強く反発するとともに、ムスリム少数派州において彼らに与えられている「調整比重」を考慮するならば全体の30%、少なくとも有権者数に基づく全体の25%の議席がシークに与えられるべきであるとしている⁽⁷⁴⁾。

3. 選挙制度

選挙制度について主に議論の的になったのは、選挙権、郡部と都市部

に関する選挙区と議席配分の在り方、そして、分離選挙制をめぐる問題の3つであったといつてよい。

まずはじめに選挙権についてみるならば、イギリス統治時代におけるインドの選挙が制限選挙であったことはいうまでもなく、大ざっぱにいうならば、有権者は一定額以上の財産の所有者と特定の公職に就いた経験のある者に限られていた。1919年統治法の下でのパンジャブ州立法参事会の一般議席についていうと、この財産と地位に関する有権者資格は次のようになっていた⁽⁷⁵⁾。

(1) 年間25ルピー以上の地租 (land revenue) を賦課された土地の所有者、またはその小作人。ただし、ここでいう小作人とは占有小作人 (occupancy tenant) を指し、随意小作人 (tenant-at-will) はこのなかに含まれていない⁽⁷⁶⁾。

(2) ザイルダール (zaildar)、サフアードポシュ (safedposh)、ランバルダール (lambardar) などの村役人⁽⁷⁷⁾。

(3) 4,000 ルピー以上の価値を有するか、あるいは年間96ルピー以上の賃貸価値をもつもので、地租を賦課されない不動産の所有者。

(4) 年間96ルピー以上を支払い、地租を賦課されない不動産を賃借する者。

(5) 年間50ルピー以上の市税 (municipal tax)、または屯営地税 (cantonment tax) を賦課された者⁽⁷⁸⁾。

(6) 所得税を賦課された者⁽⁷⁹⁾。

(7) イギリス国王陛下の正規軍の士官、準士官、または兵士で、退役になった者、恩給を受けている者、あるいは除隊になった者。

以上、大まかにまとめてみたが、このうち(1)と(2)は主として郡部、(3)、(4)、(5)は主として都市部、そして、(6)と(7)はその両方を対象にした規定であったといつてよい。

さて、委員会における議論であるが、制限選挙の継続とその資格基準の緩和による有権者の拡大、この2つを改革の基本線とするという点については、意見の違いは出ていない。問題はその緩和の程度、具体的に

は、財産資格の基準をどの位緩めるべきかということにあった。まず、連合党についてみるならば、彼らがその資格基準として提案しているのは次のようなものである⁽⁸⁰⁾。

(1) 年間5ルピー以上の地租と地方税 (local rate)⁽⁸¹⁾ を支払う者すべて。

(2) 年間10ルピーの地租と地方税を支払う土地を耕作する農業小作人 (agricultural tenants) すべて。

(3) 2,000ルピー以上の価値を有する不動産を所有する者すべて。

(4) 年間72ルピー以上の家賃を支払う者すべて。

これに対して、国民改革党はパンジャブ州政府案を支持するとしているが⁽⁸²⁾、その州政府案とは以下のようなものであった⁽⁸³⁾。

(1) 年間20ルピー以上の地租を賦課された土地の所有者、「国王の小作人」 (crown tenants)⁽⁸⁴⁾、および占有小作人。

(2) 年間25ルピー以上の地租を賦課された土地の随意小作人。

(3) 3,000ルピー以上の価値を有するか、あるいは年間72ルピー以上の賃貸価値を持つもので、地租を賦課されない不動産の所有者。

(4) 年間72ルピー以上を支払い、地租を賦課されない不動産を賃借する者。

ウッジャール・シングの提案もこの州政府案と大きな違いはない。ただ彼は、上記の(3)の不動産所有に関する資格を都市の場合と郡部の場合に分け、前者については3,000ルピー以上、後者については1,500ルピー以上とするよう提案している⁽⁸⁵⁾。

以上、選挙権についてみてきたが、そこから連合党が国民改革党やウッジャール・シングに比べて有権者層の拡大、とりわけ郡部におけるそれに積極的だったことが明かである。そして、単純にはいえないが、このことは、有権者比が人口比をかなり下まわるというパンジャブのムスリムの状況と無縁ではなかったであろう。

次に、郡部と都市部に関する選挙区と議席配分の在り方をめぐる議論をみるならば、この問題に対する連合党の立場は、次の3点に要約でき

る⁽⁸⁶⁾。

(1) 郡部と都市部の間における選挙区の区分けは継続されるべきである。

(2) 選挙区の性格を均質にするために、また、一票の重みの格差を是正するためにも、両選挙区間の区分線は人口5,000人に修正されるべきである。

(3) 郡部住民と都市部住民の間の代表権の不公平を是正するために、都市部議席に対する郡部議席の分配比を増やすべきである。

これに対する具体的な反論は、国民改革党、ウッジャール・シングのいずれからも出ていない。ただ、ウッジャール・シングは、継続されるにせよ廃止されるにせよ、この選挙区の区分け問題が特定のコミュニティのみのために取り扱われてはならない、とだけ警告している⁽⁸⁷⁾。

選挙制度をめぐる最大の争点は、分離選挙制を継続させるのか、あるいは、新たに合同選挙制 (Joint Electorate) を採用すべきなのか、という点にあったといつてよい。この問題に対する連合党の立場は、合同選挙制の実現が究極的な目標ではあるが、(1) 現時点でのその導入はコミュニティ間の不和をかえって増幅させることになる、(2) その導入は普通選挙制の実現を前提条件とする、などの理由から、当面は分離選挙制を継続しなければならない、というものである。そして、その継続期間については、あらかじめ期限を定めることはできないとする一方で、どのコミュニティでも立法府においてその3分の2以上が賛成し、しかも選挙後にそれが同じようにして追認されたならば、そのコミュニティに限り分離代表権の放棄を認めるという条項を新憲法に挿入するよう提案している⁽⁸⁸⁾。

これに対して国民改革党は、分離選挙制の継続を単にコミューナルな緊張と対立を永続化させるだけのものとして厳しく批判しながらも、保留議席制についてはコミューナルな紛争を避けるための有効な手段としてその価値を認め、保留議席制をともなった合同選挙制の採用を求めている⁽⁸⁹⁾。一方、ウッジャール・シングは、分離選挙制の廃止を求めるとと

もに新たに比例代表制を採用するよう提案しているが、これには、死票をできるだけ減らすことにより、スィクの高い有権者率を選挙結果に反映させようというねらいがあったとみてよいであろう⁽⁹⁰⁾。

ウッジャール・シングも指摘しているように、多数派コミュニティが分離代表制の継続を要求していたところに、パンジャブでのこの問題をめぐる議論の特徴があった。だが、これにははっきりとした理由があったように思われる。それは次のことから知ることができるであろう。

1932年8月に発表された「コミュナル裁定」は、分離選挙制の継続を前提とし、パンジャブに関しては、86の分離議席（ただし、このうちの2つは女性議席）を含む最低90議席、つまり、新たに州議会を構成することになっていた175議席の過半数をムスリムに保証するものであった⁽⁹¹⁾。このコミュナル裁定の発表後、インド人諸勢力の間でこれに代わる新たな合意を求めさまざまな努力がなされたことはよく知られているが、パンジャブでは、ジョゲンドラ・シングとゴーカル・チャンド・ナラングが連合党に対して以下のような条件を提示し、合同選挙制導入への同意を求めた⁽⁹²⁾。

- (1) ムスリムとスィクには、コミュナル裁定が提示しているものと同じ比率の議席が保留されることとする。
- (2) 内閣 (Cabinet) には、ムスリムと非ムスリムが同数の代表を送ることとする。
- (3) 公務員の採用にあたっては、「人事委員会」 (Public Services' Commission) を設置し、ムスリム50%、ヒンドゥー30%、スィク20%の採用を順守することとする。

連合党では、スィカンダール・ハヤート・カーン、チョウドリー・シャハブウッディーン (Sir Chaudhri Shahab-ud-Din, ?-1949)⁽⁹³⁾、アフマドヤール・カーン・ドウルタナ (Mian Ahmadyar Khan Daultana, ?-1940)⁽⁹⁴⁾などの指導者がこれに同意したという⁽⁹⁵⁾。しかし、ズンデブリ・フサインはこの受諾を認めず、代わりに以下のような対案を提示した⁽⁹⁶⁾。

(1) 有権者資格は、3つのコミュニティーの人口がそれぞれの有権者数に反映するように定めるととする。

(2) 議席の保留に関するコミューナル裁定の規定は一般議席のみに限定し、現在合同選挙制が実施されている特別議席には適用しないこととする。

(3) 議席保留に関する規定の有効期間については、将来立法府を拘束することがないように期限を設けないこととする。

(4) 保留議席制の採用にあたっては、どのコミュニティーについても、その最も多くの人口を抱えている地域がそのコミュニティーの代表の大部分を選出できるように、一定の措置を講じることとする。

このなかで特に注目されるのは(1)と(4)であるが、(1)の具体的手段としては、コミュニティーごとに異った有権者資格を設定することが構想されていたという⁽⁹⁷⁾。また、(4)については、有権者の意志ができるだけ選挙結果に反映するような選挙区の画定を求めるものと考えてよいであろう。ファズリ・フサインの計算では、この方法に従うと、ムスリムに議席が保留される84の選挙区のすべてにおいてムスリムの有権者が多数派を構成することになるだけでなく、ヒンドゥーとスィークに議席が保留される73の選挙区についても、そのうちの26の選挙区で、ムスリムの有権者は「道理をわきまえ」しかも「偏見がなく」「公正な」議員の選出に大きな影響力を行使できるはずであった⁽⁹⁸⁾。しかし、アーガー・カーン(Agha Khan III, 1877-1957)が、(1) インド・ムスリムの団結をこわすことになる、(2) 東パンジャブのムスリムと西パンジャブのムスリムの間だけでなく、郡部のムスリムと都市部のムスリムの間にも深い亀裂をつくりだすことになる、(3) 少数派州のムスリムをこの問題に巻き込むことになる、などとして抗議したのをはじめとし、この提案をめぐるのはムスリムの間でもそれぞれの立場からさまざまな議論が展開されたようである⁽⁹⁹⁾。

ファズリ・フサインの提案はほとんどのヒンドゥー、スィークによって拒否され、結局、交渉は決裂した。しかし、この間の経緯から以下のこ

とがいえるであろう。

統治法の改正にあたり連合党が何よりも重視した政治課題は、パンジャブの州議会の過半数議席をムスリムを代表するムスリム議員に確保させることであった。たとえムスリムに過半数議席が保留されても、合同選挙制の下ではその実現は危うかった。なぜならば、パンジャブではムスリムの有権者数が全体の43.8%と人口のわりに少なかったため、合同選挙制の下では、必ずしもムスリム議席にムスリムの代表が選出されるとは限らなかったからである。つまり、連合党が分離選挙制にこだわったのは、少数派州のムスリムの立場を配慮したからではなかったし、また、彼らからそうするように圧力を受けたためでもなかった。自らの政治課題を実現するために必要だったからに外ならない。そして、連合党にそれを必要とさせた根本的原因是は、パンジャブにおけるこのようなムスリム人口とその有権者数の間の不均衡にあったのである。

連合党には、パンジャブのムスリムの人口比をその有権者数に反映させられれば、分離選挙制の撤廃に応じる用意があった。州自治の発展にとってコミュニティー間の協調が不可欠だったからであろう。しかし、このことが少数派州のムスリムの切り捨てを意味していたことはいうまでもない。多数派州のムスリムと少数派州のムスリムの間のこうした対立は、責任統治制の導入とともに始まったと考えてよいであろう。連合党にとって大事であったものは、確実に、ムスリムではなくパンジャブのムスリムであった。

4. 州政府

州政府に関する連合党の主張は、次のように要約できる⁽¹⁰⁰⁾。

- (1) 行政府は知事と首相 (Chief Minister) を含めて4～7名の大臣 (Ministers) からなる内閣 (Cabinet) とで構成されるべきである。
- (2) 知事は州政府の憲法上の首長 (constitutional head) となることとする。
- (3) 知事は州議会において最大の勢力を率いる議員を首相に任命する

とともに、その首相の助言に従って他の諸大臣を任命することとする。

(4) 内閣は州議会に対して直接かつ連帯して責任を負うこととする。

(5) 知事が現在有している立法上の諸権限（法案に対する同意の拒否とその保留、再審議を求めている議会への送り戻し、ならびに議事進行の停止）と財政上の諸権限は、そのまま保持されてもよい。なお、知事が必要とする場合には、支出に関する「確認」(certification)の権限も保持されてよい⁽¹⁰¹⁾。

(6) 知事は、非常事態が発生した場合、総督が保持することになる州行政への監督、干渉の権限（一時的な州行政の接収権を含む）を代行することになるであろう。ただし、このことは中央立法府による州行政への干渉を容認するものではない。

連合党は、政党よりもコミュニティ間の均衡を重視するような大臣の選抜方法を問題外としながらも、パンジャブでは各コミュニティの勢力が拮抗しているので、特定のコミュニティだけで組閣したり、また、あるコミュニティが他のコミュニティを独裁的に支配することが不可能だけでなく、必要な場合には、知事に保留される広範な権限が少数派コミュニティの利益を十分に保護することになるであろう、と主張している⁽¹⁰²⁾。

これに対して国民改革党は、保留議席制も含めてコミューナル代表制が継続される限り、内閣はすべての重要なコミュニティによって代表されるべきであるとして、連合党に異議を唱えている⁽¹⁰³⁾。また、ウジャール・シングは、知事の権限をより強化するよう訴えるとともに、もしコミューナルな原則が採用されるのならば、(1) 首相をおかず、すべての大臣が知事の意向で任命されるようにすべきである、(2) 大臣はすべてのコミュニティから選ばれるべきで、少なくともその職の3分の1はスィークに与えられるべきである、として、ムスリム支配を警戒している⁽¹⁰⁴⁾。

5. 中央政府

中央政府の在り方をめぐり最も大きな問題となったのは、来たるべき

インドの政体をどのようなものにすべきかということであったといつてよい。この問題については、連邦制を主張する連合党と中央集権的な政体を求める国民改革党、ウッジャール・シングの間で意見が大きく分かれたということを先に述べた。しかし、これにはもう少し説明が必要であるように思われる。従つて、最初にこの問題に関連する主張を拾ひ出し、それらを比較、検討することにより若干の考察を加えてみたい。

まず連合党についていえば、その主張は以下のように要約できる⁽¹⁰⁵⁾。

- (1) インドにおいては連邦制が最も安全で最も適した統治形態である。
- (2) 中央事項と州事項は、注意深くかつ明確に仕分けされる必要がある。ただし、中央事項として特定されない「残余の諸権限」(residuary powers)は、中央政府ではなく州政府に付与されるべきである。
- (3) 連邦制の下では、州政府は憲法で委ねられるすべての行政事項に対して、「完全な統制権」(full and complete control)を持つことになるであろう。
- (4) インド全体の利益にとって強力な中央政府が必要であるという考えには同意するが、インドの平和と安全および諸州における健全な統治の維持に必要な例外的な場合を除いて、中央政府に州の内政への究極的な干渉権が与えられるべきではない。
- (5) 中央政府に付与される監督権と統制権の対象は、中央政府が直接関係する行政事項と、インド全体の安全と安定の維持に必要なものに限定されるべきである。

これに対する国民改革党の主張は、以下のようなものである⁽¹⁰⁶⁾。

- (1) 連邦制がインドにとって最も安全で最も適した統治形態であるという見解には同意しかねる。
- (2) 中央事項と州事項が明確に仕分けされるべきであるということには同意するが、すべての「残余の諸権限」は中央政府に付与されるべきである。
- (3) 州は自らにはっきりと割り当てられる範囲内で十分な責任自治を

享受すべきである。

(4) 中央政府が現在有している州政府に対する統制権は保持されるべきである。

(5) 我々が欲しているのは、それ程多くない「州」(States) がゆるやかに結合した「連合国家としての自由なインド」(a free united Indian nation) である。

ウジャール・シングの主張もこれとよく似たものであるが、以下まどめてみたい⁽¹⁰⁷⁾。

(1) 連邦制がインドにとって最も安全な統治形態であるという見解にはまったく同意できない。

(2) 中央事項と州事項が明確に仕分けされるべきであるということには同意するが、すべての「残余の諸権限」は中央政府に付与されるべきである。

(3) 州にすべての州事項についての完全な自治権が与えられるべきであるということには同意するが、中央政府が現在有している監督権、指導権、統制権はそのまま保持されるべきである。

(4) 中央政府には、必要と思われる時にはいつでも、そしていかなることについても、州の内政に干渉できる権限が付与されるべきである。

(5) 連邦制が採用されている他の国々は、いずれも、かつては完全に独立して自らを統治していたいくつかの州(states)が、共通の利益を求め自主的に結合してでき上ったものである。しかし、インドの場合、州はかつて独立していたこともなければ、自らを統治していたこともない。

以上から次のことが明らかであろう。それは、国民改革党にしてもウジャール・シングにしても、連合党の要求するような州の権限の強い連邦制には反対しながらも、連邦制を統治上の制度的枠組とすることに反対していた訳ではなかったということである。つまり、彼らが求めていたのは中央集権制ではなく、むしろ、中央集権的性格の強い連邦制であったということができよう。

なお、中央事項と州事項を具体的にどのように分けるのかということ

については、「残余の諸権限」の問題を除けば、各派とも基本的には大体现行どおりということで了解していたようである⁽¹⁰⁸⁾。ただし、それまで保留事項とされてきた「法と秩序」(Law and Order)⁽¹⁰⁹⁾の取り扱いをめぐることは、それを従来どおり州事項として立法府に責任を負う州政府に委ねるべきであるとする連合党と、中央事項として新たに中央政府に委ねるべきであるとする国民改革党、ウジャール・シングの間で、意見は大きく分かれている。⁽¹¹⁰⁾

中央政府に関するもう一つの問題は、将来におけるイギリスとの関係をどうすべきかということであった。この問題についての連合党の立場は、連邦制に基づいた完全な責任政府(full responsible government)がインドに樹立されるべきであるというものであるが、外交と軍事についてはただちにそのような新政府に権力を移譲することが困難であることを認め、当面の間中央に何らかの形の両頭政治が存続することはやむを得ないとしている。ただし、その存続期間は20年以内とすべきであるとし、その期限を新憲法に明記するよう求めている⁽¹¹¹⁾。

連合党の提案する中央政府とは、次のようなものである⁽¹¹²⁾。

(1) 行政府は、国防大臣(Minister for Defence)と外交・藩王国大臣(Minister for Foreign and Political Affairs)を含めて、6～8名の大臣から構成されるべきである。

(2) 国防大臣と外交・藩王国大臣は、総督の自由裁量で任免されることとする。一方、その他の大臣は、総督によって中央立法府の民選議員のなかから任命され、中央立法府に対して責任を負うこととする。

総督については、インド政府の憲法上の首長としてイギリス本国議会とインド政府を結ぶつなぎ目となるだけでなく、議会の解散権、非常時における拒否と確認の権限などをもつとともに、イギリス本国議会に保留されるインド統治全般にわたる監督権を代行することになるであろうとしているが、それ以上は明らかにしていない⁽¹¹³⁾。

こうした連合党の主張に対して、国民改革党とウジャール・シングはいずれも中央における両頭政治の存在を認めず、全面的な権力移譲を

インド人の国民的要求として訴えている⁽¹¹⁴⁾。

6. 中央立法府

連合党は現行の2院制の議會を支持しつつ、以下のような提案をしている⁽¹¹⁵⁾。

(1) 上院の規模を200議席に拡大し、そのうちの半分は直接選挙で、残りの半分は州議會で選出されるようにすべきである。また、下院については、その規模を少なくとも500議席まで拡大し、そのうちの5分の4は直接選挙で、残りの5分の1は州議會によって選出されるようにすべきである。

(2) 上院の任期は7年、下院の任期は5年に延長すべきである。

(3) 議員の選出方法については、コミュニティーごとに選挙区を分けるコミューナル分離選挙制が継続されるべきである。

(4) 少数派コミュニティーに「調整比重」を与えるという原則に従って、上院、下院ともに、総議席の少なくとも3分の1はムスリムに保留されるべきである。

(5) 規模の大小にかかわらず、各州は平等な代表権を与えられるべきである。このことに関連して、インド全土を面積と人口が大体同じになるような5つの単位に分け、各単位がそれぞれ下院に100名、上院に40名の代表を送るという方法を提案する。

このなかで問題となっているのは(1)、(3)、(4)、(5)であるが、(3)についてはすでに触れた。従って、ここでは、(1)、(4)、(5)についてのみ若干説明を加えてみたい。まず(1)の間接選挙制の導入案は、限られた少数の選挙民に委ねるよりもこの方がより有能でより州の代表というにふさわしい議員を送り出すことができるとして提案されたものであるが、国民改革党とウジャール・シングはいずれも、時代の流れに逆行するもの、中央立法府と州立立法府とでは扱う問題の性質が違ふ、などとして、異議を唱えている⁽¹¹⁶⁾。(4)については、ウジャール・シングが、同じ少数派コミュニティーの立場から、パンジャブに割り当てられる議席の少

なくとも3分の1はシークに与えられるべきであると要求している⁽¹¹⁷⁾。各州に平等な代表権が与えられるべきであるという(5)の要求は、州を構成単位とする連邦制の実現を目指していた連合党にすれば、きわめて重要な意味をもっていたといつてよいであろう。これについては国民改革党もウジャール・シングもまったく言及していないが、彼らにしても反対する理由はなかったはずである。ただし、インドを5つの単位に分けるという提案については、ウジャール・シングが、その目的がパンジャブの代表権を拡大することにあるのであれば支持するが、それがバルーチスターン、スィンド、北西辺境州といったちっぽけな州 (tiny provinces) に他州なみの代表権を与えることにあるのであれば強く反対する、と警告している⁽¹¹⁸⁾。

7. 北西辺境州とバルーチスターンの法制上の改革とスィンドの分離に関する問題

サイモン委員会がインドを訪問した時の英領インドは、ビルマを含む9つの知事州と「政務長官」(Chief Commissioner)を行政上の首長とする6つの中央政府直轄地域、すなわち、北西辺境州、英領バルーチスターン、デリー、アジメール・メールワラ、クールグ、そして、アンダマン・ニコバル諸島とから構成されていた。これらの地域にはいずれも知事州で享受されていた責任統治制が導入されておらず、クールグを除けば、立法議会も設置されていなかった。クールグでは幾分事情が違ったものの、他の地域ではそれらが担当する行政事項も分けられておらず、すべての行政権がインド政庁の責任で行使され、「参事会における総督」に授与されていた統制権に法的制限はなかったという。言い換えるならば、これらの地域の行政府はインド政庁の単なる代理機関にすぎなかったといつてよい⁽¹¹⁹⁾。

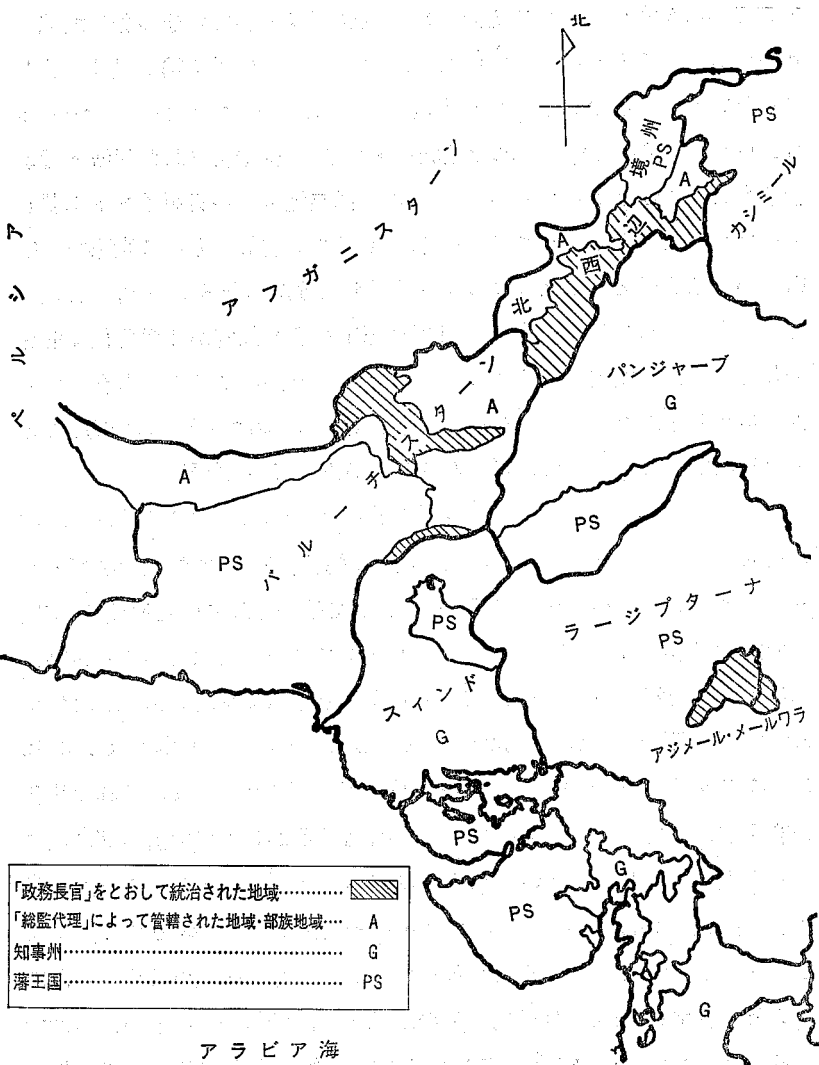
北西辺境州は地図に示したように、ハザーラ (Hazara)、ペシャール (Peshawar)、コーハト (Kohat)、バンヌー (Bannu)、デラー・イスマール・カーン (Dera Ismail Khan) の5つの「行政県」

(administered districts) と、北部にあった3つの藩王国を含む「部族地域」(tribal tracts) とからなっていた。前者が英領インドの一部として政務長官をととして統治され、統治機構の面でも他の先進地域に匹敵するだけのものを備えていたのに対し、後者は単に納税義務を負わされないという理由から「総督代理」(Agent to the Governor-General)⁽¹²⁰⁾ の管轄を受け入れた地域にすぎず、組織化された司法・行政機構もここにはなかったという。この「部族地域」が英領インドに属していなかったことはいうまでもなく、サイモン委員会もこの意味で、厳密に言えば北西辺境州は5つの「行政県」だけからなっている、と述べている⁽¹²¹⁾。しかし、実際には「行政県」の政務長官が「総督代理」を兼任して「部族地域」の管轄にあたため、普通はこの地域も含めて北西辺境州と呼んだ⁽¹²²⁾。ちなみに「行政県」における総人口は約225万人(1921年)で、その約92%をムスリムが占めていた⁽¹²³⁾。

一方、バルーチスターンは、地図で示したように、大きく分けて、政務長官をととして統治されていた地域、「総督代理」(実際には英領バルーチスターンの政務長官が兼任)をととして管轄されていた地域、藩王国の3つの地域からなっていた。英領バルーチスターンとはもちろん最初に挙げた地域を指すのであるが、「地域外管轄法」(Foreign Jurisdiction Act)⁽¹²⁴⁾ の下で出された「1902年の参事会令」(Order in Council of 1902)に従って、2番目の地域にも英領バルーチスターンで実施される法律が自動的に適用される仕組になっており、行政面からみて両者の間にはほとんど違いがなかったという⁽¹²⁵⁾。ちなみに、英領バルーチスターンの総人口は約12万8,000人(1921年)で、その約92%がムスリムであった⁽¹²⁶⁾。

スィンドは、ボンベイ管区を構成する5つの行政区(division)に組み入れられていたが、地理的に他の地域から海で隔てられていただけでなく、スィンディー語地域あるいはムスリム多住地域(1921年で全住民の約75%)として、文化的にも他の行政区とは異なる独自の地域となっていた。このことは行政面においてもみることができ、スィンドの「政務官」(Commissioner)は他の行政区のそれに比べて、はるかに大きな

地図 1930年4月のインド北西部
ISC. Vol. I 所収地図より作成



権限を与えられていたという⁽¹²⁷⁾。このようなスィンドの独自性については「ネルー報告」(Nehru Report) もそれを認め、財政上の問題さえ解決されるならばスィンドは、ボンベイ管区から分離されるべきであると勧告していた⁽¹²⁸⁾。

北西辺境州とバルーチスターンの法制上の改革とスィンドの分離に関する問題についての連合党の提案は、次のようなものである⁽¹²⁹⁾。

(1) 北西辺境州については、5つの「行政県」に、モンタギュー・チェルムスフォード改革の線に沿った恩恵がただちに与えられるべきである。そして、この州をできるだけ短い特定期間内に知事州 (other major provinces) なみの地位に引き上げるための規定が、新憲法に盛り込まれるべきである。

(2) バルーチスターンについてまずすべきことは、しかるべき期間内にその地位を他のより進んだ州の水準にまで引き上げるということである。

(3) スィンドはただちにボンベイ管区から切り離し、独自の州とすべきである。また、統治法の改正にあたって、スィンドは知事州 (other major provinces) と同じ扱いをされるべきである。

こうした提案に対して国民改革党は、(1)、(2)を時期尚早、(3)を新たなコミュナル問題を生み出すだけのもの、として退けるとともに、これらがいずれもコミュナルな立場からの策動に外ならないとして、連合党を非難している⁽¹³⁰⁾。ウッジャール・シングの立場も基本的にこれと違わないが、(1)については、もし実験をしなければならないのであればモリー・ミントー改革から開始すべきであると提案すると同時に、どのような改革がなされようとも重要な少数派コミュニティーであるスィクの主張が十分に認められるべきである、とくぎをさしている⁽¹³¹⁾。

連合党がこうした他地域の問題に積極的に取り組んだのは、第1に、全インドのムスリム政治における自らの指導権を確保するためであったろう。また、こうした地域においてムスリム主導の州自治が発展することになれば、それらは連合党が実現しようとしていた連邦構想の一端を

担うことにより、究極的にパンジャープの州自治を守ってくれることになったはずである。しかし、いずれにしても、今後これらの地域の内部事情が詳しく研究されなければならないであろう。

むすびにかえて

1919年統治法は、第1次大戦を契機として高まりつつあったインド民族運動に対するイギリス側からの回答であり、それは、新たな政治環境のなかでインド支配を継続するために、その支配体制の再編成を意図したものに外ならなかった。この統治法の最大の眼目が知事州に対する責任統治制の導入にあったことはいうまでもない。それは、州行政の重要な部門を知事を中心とした植民地官僚の手にほぼそのまま残すというきわめて部分的なものにすぎなかったが、インド政治はやがてこの統治法に基づく支配体制、つまり、1919年統治法体制のなかに収まって行った。

D・ページは、1919年統治法体制について、「1920年以降、責任統治制の導入によって州の行政権の一端を受け持つことになった政治家たち (vested interests) はインド支配という気球 (imperial balloon) を固定する綱と杭であった。そして、全インド・レベルの政治家たちは、いかに大量の熱風を中央で作り出しても、このように気球が州においてしっかりと固定されている間は、それを宙に浮きあがらすことはできなかった」と述べている⁽¹⁸²⁾。連合党を生み、それを育てたパンジャープの社会、経済、および権力構造については今後の研究を待たなければならない。しかし、連合党がこうした政治家たちの集団であったことは間違いない。

連合党は州立法参事会の郡部選出議員を中心に結成された政党であり、その支持基盤は大小の土地所有者からなる地主層にあったといっただけであろう。また、それは、ヒンドゥー、スィークをも含むインター・コミューナルな政党として出発したが、その大方はムスリムで構成されており、この意味で、それは当初よりムスリム政党としての性格を強くもっていた。連合党の組織については、分からない点が多い。ただし、「もしそれを

政党と呼べるならば、しっかりと統率された唯一の政党とは、14名からなる官吏議員団だけである」とパンジャブ政府も述べているように⁽¹³³⁾、それは、議会政治の発展とともに生まれたような政党ではなく、むしろ議会内政党と考えた方が正しいであろう。少なくとも1919年統治法下のインドでは、政党政治が育つ余地はあまりなかったように思われる。それは、いささか乱暴ないい方をすれば、議会そのものが支配のための道具という性格を脱皮できなかったからである。議会で大きな力を獲得するためにはイギリス側の支持が必要であった。この意味で、1919年統治法体制内におけるインドの政党とは、イギリス側が与えてくれる利益の分配をめぐる集合、離散を繰り返す集団にすぎなかったといつてよいかもしれない。

連合党は、郡部優先を柱とするコミュナル分離選挙制をとおして、州立法参事会の多数議席を獲得した。彼らの政治的立場は、責任統治制の運営に積極的に参加することにより、そこから現実的利益を引き出すことにあった。このことがイギリスのインド支配への「協力」を意味したことはいうまでもない。なぜならば、イギリス側にとって統治法体制の維持は、インド支配そのものに外ならなかったからである。イギリス側は官吏議員団をとおして連合党を支援した。そして、連合党はこうしたイギリス側の助けを得て、州政治における一定の支配権を掌握することに成功したのである。

しかし、連合党とイギリス側の間にあったのは単なる協力関係だけではなかった。なぜならば、連合党によって代表されていたインド人の利益とイギリス側の利益とは、基本的には対立するはずのものであったからである。連合党はできるだけ多くのものを望み、イギリス側はできるだけそれを押えようとした。このような視点からみるならば、連合党とイギリス側の間にあった協力関係とは、対立関係を内包するものであったといわなければならないであろう。そして、こうした両者の間の距離を決めたのは、その時々におけるイギリス側にとっての連合党の政治的価値であり、その価値を決めたのは、統治法体制に対する外からの挑

戦、つまり、インド民族運動であった。イギリス側にとっての連合党の利用価値は民族運動の高揚とともに上昇し、その衰退とともに下落した。このことは州大臣の任命方法からもみてとれる。

連合党の次の目標は、彼らが獲得した州政治における一定の権益を発展させることであり、それは具体的にいうならば、完全な州自治をパンジャブに実現し、それをとおして州政治の完全な支配権を掌握することに外ならなかった。そして、彼らにその機会を提供したのは、統治法の改正作業を契機に復活したインド民族運動であった。

完全な州自治を実現するためには、従来の両頭政治を廃止して、完全な責任統治制を州に導入する必要があった。官選議席の廃止はもちろん、議会規模の大幅な拡大要求も、この一環をなすものと考えてよいであろう。連合党が次にしなければならなかったことは、パンジャブにおける自らの政治的主導権を確固たるものにすることであった。これにはムスリムに対する単なる過半数議席の保留だけでは不十分であった。それは、パンジャブのムスリムの場合、人口では全体の過半数を超えていたものの、有権者数ではそれをかなり下回っていたからである。連合党が分離選挙制の継続を要求した最大の理由はここにあったといつてよいであろう。しかし、連合党には必ずしも分離選挙制に固執しなければならない理由はなかった。ムスリムに一定の過半数議席が保留され、その上で彼らの人口比を有権者数に反映させられるならば、それで目的は達成できたからである。このことが少数派州のムスリムの切り捨てを意味したことはいうまでもない。しかし、連合党にその用意があったことは確かである。

連合党がもう一つしなければならなかったことは、ヒンドゥー支配が予測された中央からの州自治に対する干渉を防ぐことであった。連邦制がこれに対する答えであった。しかもそれは、州が中央に対して1国を形成する上で必要な最小限度の権限を列举的に委ねるという形で実現される必要があった。しかし、彼らの当面の課題は、このような連邦制の実現に向けて活動することではなく、この段階での中央における責任政

府の樹立を阻止することであった。このことは、中央における責任統治制に向けた改革は州自治が確立する前になされてはならない、という主張からも明らかである。

1935年統治法は、州については両頭政治を廃止し、全面的な責任統治制を導入した。一方、中央に関しては、一定数の藩王国の参加を条件とした連邦制の採用とそれにとまう両頭政治の導入を謳っていたが、結局、1919年統治法のままに据え置かれた。コミューナル分離選挙制は継続されただけでなく拡大された。パンジャブ州には175議席からなる1院制の「州立法議会」(Provincial Legislative Assembly)が設置された。ムスリムはコミューナル裁定によって、全体の過半数を超える90議席を保証された。スィンドはボンベイ管区から切り離され、知事州とされた。そして、北西辺境州は、1935年統治法を待たずに1931年、異例の速さで知事州に格上げされた⁽¹³⁴⁾。さしあたり、連合党の要求はほぼ満たされた。そして、それは、連合党を支持してきたパンジャブ・ムスリムの勝利でもあった。

その後のインド政治の展開についてここで深く立ち入る余裕はない。だが、最後に次のことだけは述べておく必要があるだろう。

連合党は1937年の州議会選挙で大勝し、念願のパンジャブにおける政治的支配権を獲得した。しかし、彼らの夢はながくは続かなかった。第2次大戦にインドが巻き込まれたからである。これを契機に会議派州内閣は総辞職し、1935年統治法体制は脆くも座礁した。一方、連合党は、イギリス側から多大の戦争協力を求められ、それを忠実に遂行した。これによって彼らは、当初掲げていた農村政策を実行できなくなっただけでなく、自らの支持基盤であった農民層に大きな犠牲を強いることになった。

連合党がパーキスターン要求をめぐる連盟と熾烈な争いを繰り広げたことはよく知られている。連盟にとって連合党は、パーキスターン運動を成功させるために越えなければならない大きな壁であった。しかし、第2次大戦は、少なくとも1946年の州議会選挙までに、両者の力関係を

逆転させた。その要因の一つが連盟の活発な活動にあったことはいうまでもない。しかし、最大の要因は、戦争協力への不満と、そして何よりも、イギリスのインドからの撤退が近いという前兆が、パンジャープのムスリム支配者層の多くを連合党から引き離し、彼らを連盟に接近させたことにあったのである⁽¹³⁵⁾。

D・ペイジの研究は1932年のコミューナル裁定の発表までを対象としたものであり、その後のことについては直接考察していない。しかし、彼がこの研究をとおして、「1920年代の終りからニューデリーに責任政府を樹立することに反対してきたそれらの州の利益 (Provincial interests, ただし、それらの州とはパンジャープとベンガルを指している) に対して、パーキスターン運動は、彼らが自分自身の中央を作り出す一つの機会を提供したのである」と述べているのは⁽¹³⁶⁾、このような政治過程を展望したものと考えてよいであろう。

〔注〕

- (1) Page 1982. なお、これとほぼ同じ構想で戦間期インドのムスリム政治を扱ったものとして、Jayal and Seal 1981 がある。
- (2) Page 1982, p. 141.
- (3) Page 1982, p. 260.
- (4) ファズリ・フサインの生涯については、彼の息子による伝記 Husain 1946 参照。また、連合党を中心に分離独立に至るパンジャープの政治過程を扱ったものとしては、Ali 1975, Ali 1976, Baxter 1973, Baxter 1977, Gilmartin 1979, Oren 1974, Talbot 1980, Talbot 1982a, Talbot 1982b などの研究があるが、いずれも、主に1935年統治法以降の時期を対象としている。
- (5) 「パンジャープ委員会報告」は、ISC. III, pp. 389-507 に収められている。
- (6) 四宮 1986参照。
- (7) ISC: X, p. 57.
- (8) トゥマーン (tūmān) とはペルシア語で1万、1万の兵士、1万の兵士を供給する地方もしくは部族を意味し、バルーチ・トゥマーンダールとは、バルーチ系諸部族の族長を指す。なお、パンジャープでは、バルーチ族はダーラー・ガーズィー・カーン (Dera Ghazi Khan) 県に集中しており、この県の人口の約33% (1891年) を占めていたという。さしあたり、ISC. X, pp. 1-2, Ibbetson 1970, p. 46, 詳しくは、DSGUP. I, pp. 89-103参照。ちなみに、その有権者数は、1920

～1946年までの州議会選挙をとおりて、9～11人にすぎなかった。Yadav 1981 参照。

- (9) ISC. X, pp. 57-60 参照。ただし、第3次州立法参事会で7名から8名に増員されたという官選非官吏議員がどのような利益を代表する者であったのかは、明らかでない。
 - (10) ラクナウ協定とは、1916年10月にヒンドゥー・ムスリムを含めた19名の「帝国立法参事会」(Imperial Legislative Council)のメンバーによってチェルムスフォード総督に提出された戦後の憲制改革に関する覚書に基づいてインド国民会議派(以下、本文・注ともに、会議派)とムスリム連盟(以下、本文・注ともに、連盟)がラクナウでの年次大会で合意に達した協定であるが、「選挙権委員会」(Franchise Committee)は、中央および州の立法府の議席配分を決めるあたって、そのなかのムスリムの代表権に関する要旨以下の部分を重視したという。
 - (a) 各州の立法参事会におけるムスリムの代表はムスリム分離選挙区をとおりて選出されることとし、その比率は次のようにされるべきである——パンジャブ：民選インド人議員の50%、連合州：同30%、ベンガル：同40%、ビハール・オリッサ：同25%、中央州：同15%、マドラス：同15%、ボンベイ：同3分の1——。
 - (b) 中央立法府におけるムスリムの代表はムスリム分離選挙区をとおりて選出されることとし、民選インド人議員の3分の1はムスリム議員とされるべきである。
- 以上のことについては、ISC. I, pp. 187-189. また、ラクナウ協定の全文は、Pirzada (ed.) 1982, pp. 392-397.
- (11) ISC. X, p. 18 所収の表に基づいて作成した。
 - (12) Yadav 1981 参照。
 - (13) パンジャブにおける州立法参事会の議席確定作業の一端は ISC. X, pp. 15-20 にみることができるが、その最初の作業は、都市と郡部の議席配分の確定に当てられている。
 - (14) 兵士の供給源としてイギリス側が農村を重視したという点については、Page 1982 pp. 49-52 参照。
 - (15) ISC. X, pp. 15-16.
 - (16) ISC. X, p. 18 所収の表に基づいて作成した。
 - (17) 1926年の州立法参事会選挙時の有権者数(特別選挙区の6,849人を含む)は、人口20,685,024人に対して、703,828人となっている。ISC. X, p. 12 参照。
 - (18) 連合党結成の経緯については、Husain 1946, pp. 150-153 参照。
 - (19) Husain 1946, pp. 128-129. なお、彼らは、非協力運動が開始されるまで会議派で活動を共にしていたという。
 - (20) スワラージ党結成の経緯については、さしあたり、Misra 1976, pp. 212-220 参

照。

- (21) Husain 1946, p. 153.
- (22) この間の経緯については, *ISC. X*, pp. 58-59, および Page 1982, pp. 87-88 参照。
- (23) 「シク寺院中央管理委員会」とは, 1920年11月15日に結成された175名のあらゆる立場のシク教徒の代表からなる組織で, その目的は, すべてのシク寺院とその他の宗教施設の管理権を掌握し, シク教の教えに従ってそれらを正しく運営することにあった。それは元来純粋な宗教上の組織であったが, 次第に政治をも含めたあらゆる分野におけるシク教徒の活動を統轄する組織になったという。さしあたり, Singh 1984, pp. 193-216, および, Tuteja 1984, pp. 34-51 参照。
- (24) 第2次州立法参事会における各党、各派の勢力については諸説あり, これを正確に把握することはきわめて難しい。ここでは, *ISC. X*, pp. 58-59 によったが, 他に, スワラージ党9名, 「ヒンドゥー・スワラクシャ・サバー」(Hindu Swaraksha Sabha, ヒンドゥー自衛協会) 5名, 「ヒンドゥー農民代表」(Hindu Agriculturists) 6名, 「ムスリム農民代表」(Muslim Agriculturists) 24名, 「キラーファティスト」3名, ムスリム連盟7名, 無党派6名, 「シク寺院中央管理委員会」11名 (*IQR, I-2 1924*, p. 433), スワラージ党9名, 「穏健派」(Moderates) 38名, 無党派11名, 「シク寺院中央管理委員会」10名, 「キラーファティスト」3名 (Misra 1976, p. 221 に引用されているインド政庁内務省資料), 連合党37名, スワラージ党12名, 「キラーファティスト」3名, 「シク寺院中央管理委員会」9名, その他は無党派 (Misra 1976, p. 245) などの説がある。
このように意見が分かれるのは, 情報や資料の誤った処理のためということもあるが, 何よりも大きな理由は, 様々な顔を持った政治家が様々な政治課題をめぐってその度に集合・離散を繰り返すという, 当時の政党もしくは議会政治の在り方に求められるべきであろう。なお, 無党派の動向については, さしあたり Misra 1976, pp. 224-227 参照。
- (25) 都市の銀行家から農村の金貸しまで含めて, 当時のパンジャブ州における金融業者の宗派別人口は, 大まかにいって, ヒンドゥー128,000人, シク16,000人に対して, ムスリムは11,000人, また, 商人全体のそれについても, ヒンドゥーの1,110,000人に対して, ムスリムは419,000人にすぎなかったという。*ISC. X*, p. 7 参照。
- (26) Rai 1984, p. 132.
- (27) *Vox Populi Series*, Vol. IV. 1932 には, 連合党の政治目標として, この3つを含めた16の政策が掲載されているという。Husain 1946, pp. 154-155, fn. 2 参照。ただし, この *Vox Populi Series* がどのようなものであるかについては不明である。

- (28) ヘイリーはインド総督のレディング (Rufus Daniel Isaacs, 1st Marquis of Reading 在任 1921-1926) に宛てた1925年12月1日付の書簡で、「この措置は、ヒンドゥーからムスリムの擁護者として批判されることが多いファズリ・フサインを移管事項の分野から外すということにおいても、何らかの利点をもつことになるであろう」と述べているという。Page 1982, p. 91 参照。また、これについては、アズィム・フサインも同様の見方をしている。Husain 1986, pp. 160-161 参照。
- (29) Page 1982, p. 91 参照。
- (30) Page 1982, p. 92, ISC. X, pp. 59-60 参照。
- (31) ISC. X, p. 62 参照。
- (32) Yadav 1981 参照。
- (33) ISC. X, p. 59 参照。ただし、Yadav 1981 によれば、1926年選挙で連合党の候補者として当選している議員は、非ムスリム・都市0名、非ムスリム・郡部5名、ムスリム・都市0名、ムスリム・郡部21名、スィク・都市0名、スィク・郡部0名、特別選挙区3名、合計29名となっている。しかし、Yadav 1981 からは、1923年選挙による各党の勢力を知ることができないため、この間の連合党の勢力の推移を直接選挙結果に基づいて測ることはできなかった。
- (34) 第3次州立法参事会における州大臣の任命については、Husain 1946, pp. 161-163 参照。
- (35) ISC. X, p. 61. また、ヘイリーがチャットゥー・ラームを大臣職から外したことについて、インド総督のアーウィン (Edward Frederick Lindley Wood, 1st Baron Irwin, のち, 3rd Viscount of Halifax, 在任1926-1931) は、インド大臣のパーケンヘッド (Frederick Edwin Smith, 1st Earl of Birkenhead, 在任1924-1928) に宛てた1927年1月13日付の書簡で、これは最近政府に接近し始めたヒンドゥー議員を逃がさないための措置である、という趣旨のことを伝えている。Chowdhry 1984, pp. 175-176 参照。
- (36) Husain 1946, p. 161.
- (37) Husain 1946, pp. 162-163 参照。
- (38) Yadav 1981 参照。
- (39) Husain 1946, p. 163. ただし、1930年選挙による各党派の勢力についても、Yadav 1981 からは知ることができない。
- (40) Husain 1946, p. 163.
- (41) ヨーロッパ人によるアジア・アフリカに対する植民地支配の在り方とその変容を、現地の「協力者」との関係からとらえようとするものに、Robinson 1972 がある。本稿に關係する部分を少し引用するならば、氏は次のように述べている——インドとアフリカには1947年まで土着の「協力者」がたくさんおり、その種類も多かった。ある者は積極的に協力したが、ほとんどは受け身の「協力者」だっ

た。ある者は近代的なエリートであったが、ほとんどは伝統的なエリートであった。ある者は中央で協力し、ある者は州や地方レベルで協力した。ある者は商業面で協力し、ある者は行政、教会活動、あるいは教育面で協力した。ヨーロッパ人がこのシステムをうまく機能させることができたのは、こうした「協力者」を上手に選び、そして、彼らを上手に組み合わせたからに外ならない。これはしばしば分割統治政策と呼ばれる。しかし、より正確にいうならば、こうした統治が可能だったのは、支配されていた人々が社会的に分裂しており、一つになることができなかったからである——。Robinson 1972, p. 134.

- (42) *ISC. I*, pp. xvii-xix.
- (43) *ISC. I*, p. xx.
- (44) Page 1982, pp. 177-178.
- (45) 1919年統治法下の州立法参事会は、どの知事州についても、特定の宗派に属する民選インド人議員が単独で全体の過半数を占めることがないように、議席が配分されていた。ただし、中央州だけはこの例外で、ここでは非ムスリム民選インド人議員に全体の56.2%の議席が割り当てられていた。このため、スワラージ党の勢力がかなり強く、1923年選挙では、54の民選議席のうち実に40議席を獲得する程であった。他州の立法参事会がサイモン委員会への協力を否決できなかったのに対し、中央州の立法参事会にだけそれができたのは、このためと考えられる。Page 1982, pp. 33-35, Misra 1976, p. 221, 四宮 1986 参照。
- (46) 各州委員会の報告書は、いずれも、*ISC. III* に収められている。
- (47) 委員会の構成については、*ISC. III*, p. 392. なお、委員会の設置をめぐる議論については、*IQR. I-I & II*, 1928, pp. 336-339, 各委員の選出については、*IQR. II-III & IV*, 1928, pp. 244, 247-248 参照。
- (48) 19世紀後半、スィクの宗教的および文化的アイデンティティーは、アーリヤ・サマージヤやキリスト教宣教師などの活発な活動の前に、危機に瀕していた。こうしたなかで様々な面におけるスィクの覚醒を促したのは、1870年からパンジャブの各地に結成された「シング・サバー」(Singh Sabha) による宗教・社会改革運動であった。「チーフ・カールサー・ディーワーン」とは、こうした各地の「シング・サバー」を統轄するための組織として、1902年10月30日、アムリットサルに設立されたものである。その活動は、宗教、社会、政治、文化などのあらゆる分野に及んだが、政治的にはスィクの保守層を代表し、親英的立場を一貫して守った。さしあたり, Singh 1984, pp. 136-147, Tuteja 1984, pp. 1-19 参照。
- (49) *DNB. IV*, pp. 370-372, Ahmad 1985, p. 120, n. 45, Yadav 1981 参照。
- (50) *DNB. III*, pp. 239-241, Ahmad 1985, p. 110, n. 4, Yadav 1981 参照。
- (51) *DNB. III*, pp. 229-230, Ahmad 1985, p. 113, n. 17, Yadav 1981 参照。
- (52) *DNB. I*, pp. 309-311, Ahmad 1985, p. 113, n. 15, Yadav 1981 参照。なお,

- 彼については、先に参照した Chowdhry 1984 の外に、Gopal 1977, Verma 1981, Chaudhry Tika Ram, *Sir Chhotu Ram, a Biography*, Hissar, Ritu, 1979, H. L. Agnihotri and Shiva N. Malik, *A Profile in Courage : a Biography of Chaudhury Chhotu Ram*, New Delhi, Light and Life Publishers, 1978 などの伝記がある。ただし、最後の2つについては未見である。
- (53) DNB. IV, pp. 461-462, Ahmad 1985, p. 116, n. 28, Yadav 1981 参照。
- (54) DNB. IV, pp. 200-202, Ahmad 1985, pp. 119-120, n. 43, Yadav 1981 参照。
- (55) ISC. III, p. 392.
- (56) 多数派報告の要点は、すでに、Page 1982, pp. 178-180, Ahmad 1985, pp. 78-79 でまとめられている。
- (57) ISC. III, p. 422.
- (58) ISC. III, p. 422, 427 の関連箇所からまとめた。
- (59) ISC. III, pp. 430-431 参照。
- (60) ISC. III, p. 433.
- (61) ISC. III, pp. 458-459.
- (62) ISC. III, pp. 459-460, 461-462 よりまとめた。
- (63) ISC. III, p. 472.
- (64) ISC. III, pp. 421-422 参照。なお、連合党はこの理由を明確にしていなかったが、これには後で述べるムスリムの有権者数の問題が関っていたように思われる。なぜならば、上院の有権者資格は下院のそれよりも当然厳しいものになるはずであったからである。
- (65) ISC. III, pp. 414-415 参照。
- (66) ISC. III, pp. 408-409, 420-421 参照。
- (67) ISC. III, pp. 417-420 参照。
- (68) ISC. III, pp. 406-408 参照。
- (69) ISC. III, pp. 415-420 参照。
- (70) ISC. III, pp. 418-419.
- (71) この委員会において、チョットゥー・ラームは、ムスリム議席と非ムスリム議席を同数にするためとして、総議席数を偶数にするように提案している。しかし、彼も、もしそれが奇数に決められたならば、ムスリムに1議席余分に与えるのが公正な措置であろうとしている。ISC. III, p. 419, fn. 参照。
- (72) ISC. III, p. 419, 420参照。
- (73) ラクナウ協定のこの箇所は、Pirzada (ed) 1982, p. 392.
- (74) ISC. III, pp. 467-470 参照。
- (75) Yadav 1981, p. 14 からまとめた。なお、詳しくは、ISC. X, pp. 37-38 参照。
- (76) ISC. X, p. 11 参照。
- (77) パンジャブの村の多くは、同一の氏族によって占拠されたいくつかの徴税上の

行政区 (patti) からなっており、ランバルダールとは、こうした氏族もしくは彼らを主な構成要素とする行政区の首長であると同時に、その氏族もしくはその行政区に関する徴税上の責任者でもあった。また、ザイルダールとはいくつかの村にまたがって地租査定を手伝う役人で、サフティドボシュとはザイルダールを補助する役人のことである。Izmirlan 1979, p. 58 参照。

- (78) この税目は市自治体 (municipality) ごとに異っていたが、主なものとして、「物品入市税」(Octroi tax), 「ターミナル税」(terminal tax), 「所得税」(income tax), 「家屋税」(house tax), 「土地税」(land tax), 「職業税」(professional tax), 「乗り物税」(vehicle tax), 「水道税」(water tax) などが挙げられる。ただし、ここで挙げた「所得税」とは、市自治体が独自に課税していたもので、中央政府の財源とされていたいわゆる「国税」としての「所得税」とは別系統のものである。さしあたり, *ISC. I*, p. 305, Magsi 1973, p. 75 参照。また、都市部のなかでも特に軍の駐屯地域は、中央政府の「軍務省」(Ary Department) の管轄下におかれ、州政府(「移管事項」)の管轄下におかれていた市自治体とは別に独自の地方自治 (Local Self-Government) を享受していた。ただし、ここでの税目については明らかでない。さしあたり, *ISC. I*, p. 305 参照。なお、1919年統治法期における地方自治全般については, *ISC. I*, pp. 302-315, 財政全般については, *ISC. I*, pp. 346-366 参照。
- (79) 所得税は農業外収入のすべてに対して課税されたものであるが、サイモン委員会の調査時では、2000ルピーもしくは150ポンド以上の年収が課税対象になり、年収が50,000ルピーもしくは3,750ポンドを超えると累進付加税が課せられた。*ISC. I*, pp. 359-360 参照。
- (80) *ISC. III*, p. 403 よりまとめた。
- (81) これは、地租と一緒に徴収された附加税であり、パンジャープでは1920年頃で1ルピーの地租に対して最大限20パイサまでの課税が認められていたが、その後、20パイサから最大限2アンナまでというように引き上げられたという。Magsi 1973, p. 65 参照。
- (82) *ISC. III*, pp. 454-455.
- (83) *ISC. X*, Part IV, pp. 39-42 よりまとめた。
- (84) パンジャープ併合後の大規模な地籍調査の結果、イギリスは権利・義務関係の不明確な広大な荒無地を「国王の土地」(crown land) として手に入れた。こうした土地はその後大規模な灌漑事業をとおして肥沃な農地に変えられ、ある部分は売りに出され、そして、ある部分は耕作農民に貸し出された。「国王の小作人」とは、こうした「灌漑入植地」(Canel Colony) に代表される「国王の土地」の小作人を指すものと考えられる。さしあたり, Singh 1983, pp. 103-105 参照。また、「灌漑入植地」については、平島 1975, 平島 1977参照。
- (85) *ISC. III*, 463-465 参照。

- (86) ISC. III, pp. 404-405 参照。
- (87) ISC. III, pp. 465-466 参照。
- (88) ISC. III, pp. 406-408 参照。
- (89) ISC. III, pp. 455, 491-493 参照。
- (90) ISC. III, pp. 466-467 参照。
- (91) 「コミューナル裁定」のパンジャブ州立法議会 (Legislative Assembly) に関する部分は次のようであった。
- 一般議席 (General, 女性のための1議席を含む。ただし、ここでいう一般議席とは、非ムスリム議席を指す) 43, シーク議席 (女性のための1議席を含む) 32, ムスリム議席 (女性のための2議席を含む) 86, インド人キリスト教徒議席2, アングロ・インディアン議席1, ヨーロッパ人議席1, 商業議席1, 地主議席5, 大学議席1, 労働者議席3, 合計175議席。
- なお、90議席がムスリムに保証されたとしたのは、バルーチ・トゥーマンダールのための1議席を含む地主議席3つと労働者議席1つをムスリム議席として数えたからである。ちなみに、1937年と1946年の州議会選挙のいずれにおいても、ムスリムは実際に90議席を獲得している。Zaidi (ed.) 1978, pp. 332-333, Yadav 1981 参照。
- (92) Husain 1946, p. 279 参照。
- (93) チョウドリー・シャハープウッディーンは、シアルコート県で小規模な地主の子として生まれた。ラホールの「ロー・カレッジ」(Law College) で学んだ後、同地の高等裁判所で弁護士となる。中央の立法会議 (Legislative Assembly) 議員を経て、1923年にムスリム・郡部選挙区から州立法参事会に初当選、その後選挙区を変えるが、1926, 1930, 1937年とムスリム・郡部選挙区から当選を続けた。この間、1937年選挙に向けた連合党の再組織化に尽力するとともに、1936~1937年には州大臣も務めた。さしあたり, DNB, IV, pp. 143-144, Ahmad 1985, p. 111, n. 6 参照。
- (94) アフマドヤール・カーン・ドウルタナは、ムルタンの名族ドウルタナ家の一員で、チョウドリー・シャハープウッディーンの義兄弟でもあった。1920年にムスリム・郡部選挙区から州立法参事会に初当選、1923年選挙では落選したものの、1926年選挙で同じ選挙区から返り咲き、1930年には地主・ムスリム選挙区、1937年には前とは別のムスリム・郡部選挙区から連続当選し、この間、連合党の総務会長などを務めた。さしあたり, Ahmad 1985, p. 111, n. 7 参照。
- (95) Husain 1986, p. 279 参照。
- (96) Husain 1986, p. 280 参照。
- (97) Husain 1946, p. 280 参照。
- (98) Husain 1946, pp. 282-283 参照。
- (99) アーガー・カーンの抗議も含めたこの議論については, Husain 1946, pp. 282-

285 参照。

- (100) *ISC*. III, pp. 422-427 参照。
- (101) 1919年統治法は知事に対して、州立法参事会が否決した法案なり予算案なりを受諾されたと同様に取り扱う権限、つまり、立法と財政に関する「確認」の権限を与えていた。しかし、この権限は、立法、財政のいずれについても通常は「保留事項」に関するものだけに限られていたため、「両頭政治」の廃止とともに消滅するはずであった。従って、この部分は、立法に関する「確認」の権限は認めないが、財政については、特別な場合についてのみその存続を認めるとしたものとして解釈してよいであろう。四宮 1986, *ISC*. III, Part. II, p. 20, 22 参照。ただし、四宮 1986ではこの知事の権限を「証言」と訳しているが、ここでは「確認」に改めた。
- (102) *ISC*. III, p. 423, 427 参照。
- (103) *ISC*. III, p. 458 参照。
- (104) *ISC*. III, pp. 471-472 参照。
- (105) *ISC*. III, pp. 429-432 参照。
- (106) *ISC*. III, pp. 458-459 参照。
- (107) *ISC*. III, pp. 472-473 参照。
- (108) 1919年統治法の下での中央事項と州事項の具体的内容については、*ISC*. I, pp. 126-131 参照。ただし、1919年統治法の下では、「残余の諸権限」は中央政府に付与されていた。
- (109) 「法と秩序」とは、統治法や「移譲規則」(Devolution Rules) で使用されていた法律用語ではなく、「保留事項」に含まれていた「警察」「刑務所」「司法行政」などの行政事項を総称するものとして一般に使われた呼び名である。*ISC*. II, pp. 42-43 参照。
- (110) 連合党については、*ISC*. III, pp. 427-429, 国民改革党については、*ISC*. III, p. 459, ウッジャール・シングについては、*ISC*. III, pp. 472-473 参照。
- (111) *ISC*. III, p. 432 参照。
- (112) *ISC*. III, pp. 433-434 参照。
- (113) *ISC*. III, p. 433 参照。
- (114) 国民改革党については、*ISC*. III, pp. 459-60, 461-462, ウッジャール・シングについては、*ISC*. III, pp. 475-476 参照。
- (115) *ISC*. III, pp. 403-404, 406-408, 433, 434-435 よりまとめた。
- (116) 国民改革党については、*ISC*. III, p. 455, ウッジャール・シングについては、*ISC*. III, p. 465 参照。
- (117) *ISC*. III, pp. 475-476 参照。
- (118) *ISC*. III, p. 476 参照。
- (119) *ISC*. I, p. 175 参照。

- (120) 「総督代理」とは、藩王国の行政を監督していた「政務省」(Political Department)の下におかれていた役職で、「監督官」(Political Agent)と呼ばれた数名の副官を従え、一団の藩王国を監督した。Chudgar 1976, pp. 87-88 参照。
- (121) ISC. I, p. 318 参照。
- (122) ISC. I, p. 318 参照。
- (123) ISC. I, pp. 108-109 参照。
- (124) これについては、1903年に同様の措置がなされたベラルールの例が参考になる。
ISC. I, p. 71 参照。
- (125) ISC. I, p. 326 参照。
- (126) ISC. I, pp. 108-109 参照。
- (127) ISC. I, pp. 58-60 参照。
- (128) *Nehru Report* 1975, pp. 65-69 参照。
- (129) ISC. III, pp. 412-414 よりまとめた。
- (130) ISC. III, p. 456, 461 参照。
- (131) ISC. III, pp. 473-474 参照。
- (132) Page 1982, p. 93.
- (133) ISC. X, p. 60.
- (134) Gupta 1976, p. 25 参照。
- (135) Talbot 1980, Talbot 1982a, Talbot 1982b がこのことを論証している。
- (136) Page 1982, p. 259.

〔付記〕

- (1) 筆者は、1982～86年にかけて、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所の共同研究プロジェクト（「アジアの民族運動とその国際関係」）に参加させて頂いた。本稿は、その間の研究成果の一部をまとめたものである。関係者の方々に対して、ここに記して感謝の意を表したい。
- (2) 本稿の執筆終了後、竹中千春『『権力移譲』への政治過程——大英帝国と英領インドの非植民地化(1)——』（『東大東洋文化研究所紀要』101 1986年11月）をみる機会を得た。ここでは取り上げることができなかったが、併読して頂ければ幸いである。

参 考 文 献

- Ahmad, Syed Nur (edited by Craig Baxter)
1985 (Urdu edition 1965) *From Martial Law to Martial Law, Politics in the Punjab, 1919-1958*, Boulder, Westview Press.
- Ali, Imran
1975 *Punjab Politics in the decade before Partition*, Lahore, South Asian Institute, University of the Punjab.

- 1976 "Relations between the Muslim League and the Panjab National Unionist Party 1935-47." *South Asia*, 6, pp. 51-65.
- Baxter, Craig
- 1973 "The People's Party Vs. the Punjab "Feudalists"." *Journal of Asian and African Studies*, VIII, 3-4, pp. 166-189.
- 1977 "Union or Partition: Some Aspects of Politics in the Punjab, 1936-45." *Pakistan: The Long View* (Lawrence Ziring, Ralph Braibanti and W. Howard Wriggins. eds.), pp. 40-69, Durham, N. C., Duke University Press.
- Chowdhry, Prem
- 1984 *Punjab Politics, the role of Sir Chhotu Ram*, New Delhi, Vikas Publishing House.
- Chudgar, P. L.
- 1976 (1st published 1929) *Indian Princes under British Protection, A Study of their personal Rule, their constitutional Position and their Future*, Chandigarh, Sameer Prakashan.
- DNB, I-IV (edited by S. P. Sen)
- 1972-1974 *Dictionary of National Biography*, Calcutta, Institute of Historical Studies.
- DSGUP. I
- 1985 (reprinted) *Districts & States Gazetteers of the undivided Punjab (Prior to Independence)*, Vol. I, Delhi, B. R. Publishing Corp.
- Gilmartin, David
- 1979 "Religious Leadership and the Pakistan Movement in the Punjab." *Modern Asian Studies*, 13-3, pp. 485-517.
- Gopal, Madan
- 1977 *Sir Chhotu Ram (A Political Biography)*, Delhi, B. R. Publishing Corp.
- Gupta, Amit Kumar
- 1976 *North West Frontier Province Legislature and Freedom Struggle 1932-47*, New Delhi, Indian Council of Historical Research.
- 平島成望
- 1975 「英領インドにおける土地市場の生成と展開——パンジャープの事例研究『アジア経済』16-8, pp. 18-35.
- 1977 「英領インドにおける土地市場の生成と地主制の形成過程——パンジャープの事例研究——」『アジア経済の発展構造(原覚天編)』pp. 73-93, 勁草書房.

- Husain, Azim
1946 Fazl-i-Husain *A Political Biography*, Bombay, Longmans Green & Co.
- Ibbetson, Sir Denzil
1970 (1st published 1883) *Panjab Castes*, Patiala, Languages Department, Punjab.
- IQR.* 1-2 (edited by Nripendra Nath Mitra)
1924 *The Indian Quarterly Register*, Vol. I, No. 2 April-June, 1924, Calcutta, The Annual Register Office.
- IQR.* I-I & II (edited by Nripendra Nath Mitra)
1928 *The Indian Quarterly Register*, Vol. I, Nos. I & II, January-June, 1928, Calcutta, The Annual Register Office.
- IQR.* II-III & IV (edited by Nripendra Nath Mitra)
1928 *The Indian Quarterly Register*, Vol. II, Nos. III & IV, July-December, Calcutta, The Annual Register Office.
- ISC.* I
1930 Indian Statutory Commission, Vol. I, *Report of the Indian Statutory Commission*, Vol. I, Survey, London, His Majesty's Stationery Office.
- ISC.* II
1930 Indian Statutory Commission, Vol. II, *Report of the Indian Statutory Commission*, Vol. II, *Recommendations*, London, His Majesty's Stationery Office.
- ISC.* III
1930 Indian Statutory Commission, Vol. III, *Reports of the Committees appointed by the Provincial Legislative Councils to co-operate with the Commission*, London, His Majesty's Stationery Office.
- ISC.* X
1930 Indian Statutory Commission, Vol. X, *Memorandum submitted by the Government of the Punjab to the Indian Statutory Commission*, London, His Majesty's Stationery Office.
- Izmirlian, Harry Jr.
1979 *Structure and Strategy in Sikh Society, The Politics of Passion*, New Delhi, Manohar.
- Jalal, Ayesha and Seal, Anil
1981 "Alternative to Partition : Muslim Politics Between the Wars." *Modern Asian Studies*, 15-3, pp. 415-454.
- Magsi, Muhammad Aslam Khan

- 1973 *Development of local self-Government in the Punjab (1919-1932)*, Lahore, Research Society of Pakistan, University of the Punjab.
- Misra, B. B.
1976 *The Indian Political Parties, An Historical Analysis of Political Behaviour up to 1947*, Delhi, Oxford University Press.
- Nehru Report (by the Committee appointed by the All Parties' Conference 1928)
1975 (1st published 1928) *The Nehru Report, An Anti-Separatist Manifesto*, New Delhi, Michio & Panjathan.
- Oren, Stephen
1974 "The Sikhs, Congress, and the Unionists in British Punjab, 1937-1945." *Modern Asian Studies*, 8-3, pp. 397-418.
- Page, David
1982 *Prelude to Partition, The Indian Muslims and the Imperial System of Control 1920-1932*, Delhi, Oxford University Press.
- Pirzada, Syed Sharifuddin (ed.)
1982 (1st published 1970) *Foundations of Pakistan, All-India Muslim League Documents : 1906-1947*, Vol. I, New Delhi, Metropolitan Book Co.
- Rai, Satya M.
1984 *Legislative Politics and Freedom Struggle in the Panjab 1897-1947*, New Delhi, Indian Council of Historical Research.
- Robinson Ronald
1972 "Non-European foundations of European Imperialism: Sketch for a theory of collaboration." *Studies in the theory of Imperialism* (Roger Owen & Bob Sutcliffe, eds.), pp. 117-142, London, Longman.
- 四 宮 宏 貴
1986 「1919年インド統治法体制」『変革期アジアの法と経済 (菊池英夫編)』(昭和58-60年度科学研究費補助金・一般研究A・研究成果報告書) pp. 59-72, 北海道大学文学部
- Singh, Khushwant
1984 (1st published 1966) *A History of the Sikhs*, Vol. 2, Delhi, Oxford University Press.
- Singh, Master Hari
1983 *Agrarian Scene in British Punjab*, Vol. I, New Delhi, People's Publishing House.
- Talbot, I. A.
1980 "The 1946 Punjab Elections." *Modern Asian Studies*, 14-1 pp. 65-91.

1982a "The Growth of the Muslim League in the Punjab, 1937-1946."
The Journal of Commonwealth & Comparative Politics, XX-1, pp.
5-24.

1982b "Deserted Collaborators : The Political Background to the Rise
and Fall of the Punjab Unionist Party." *The Journal of Imperial
and Commonwealth History*, XI-I, pp. 73-93.

Tuteja, K. L.

1984 *Sikh Politics* (1920-40), Kurukshetra, Vishal Publications.

Verma, D. C.

1981 *Sir Chhotu Ram, Life and Times*, New Delhi, Sterling Publishers.

Yadav, Kripal C.

1981 *Elections in Panjab 1920-1947*, Tokyo, Study of Languages and
Cultures of Asia & Africa.

Zaidi, A. M. (ed.)

1978 *Evolution of Muslim Political Thought in India*: Vol. 4, *the
Communal Award*, New Delhi, S. Chand & Co.